

上田市民憲章

上田市は千曲川の清流と菅平高原から美ヶ原高原までひろがる
豊かな自然や先人の築いた歴史と文化を大切にするまちです

わたくしたちは 上田市民であることに誇りと責任を持ち
未来への発展を願って ここに市民憲章を定めます

1 美しい自然を守り 歴史や伝統に学ぶ
文化の薫るまちをつくります

1 共に尊重し合い 平和を愛し
やさしさあふれるまちをつくります

1 未来を担う子どもらが健やかに育つ
夢あるまちをつくります

1 多彩な産業と資源をいかし
希望と活力みなぎるまちをつくります

(平成 19 年 10 月 2 日制定)

第2次上田市男女共同参画計画策定にあたって



美しい自然に恵まれ、古い歴史と伝統に培われた上田市は、そこに住む人々の英知と努力に支えられ発展しています。

このたび、「ともに認め合い、輝いて生きるために」をキャッチフレーズとして、男女共同参画社会の実現を目指した「第2次上田市男女共同参画計画」を策定しました。

今日、少子高齢化、経済の長期的低迷、高度情報化の進展、家族形態の多様化などにより生活やあらゆる環境の変化があり、新たな課題への対応やさまざまな課題を解決するために男女共同参画社会の実現が必要不可欠となっています。

今回の計画では、重点的取組として「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」、「固定的役割分担意識の解消」、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」、「地域社会での男女共同参画の推進」、「教育の場における男女共同参画意識の醸成」を掲げ、市民と協働して推進することとしています。

一人ひとりが豊かな人生を送るために、女性も男性もともに認め合い輝いて生きることができるよう進めていきます。

男女共同参画は、「実践」するところにその意義があります。

それぞれの立場で、できるところから実践し、家庭、地域、職場でいきいきとした活動によって、明るく住みよい地域となることを期待します。

皆様の一層のご理解とご協力を心からお願いいたします。

本計画策定にあたり、熱心にご審議いただきました上田市男女共同参画推進委員会の委員の皆様はじめ、ご意見ご助言をいただきました多くの方々に厚くお礼申し上げます。

平成24年3月

上田市長 母袋 創一

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	3
2	計画の位置づけ	3
3	計画策定の背景	3
4	計画期間	4
第2章	計画の基本的な考え方	5
1	基本理念	7
2	重点的取組	8
3	基本目標	9
4	施策の体系	10
第3章	計画内容	13
基本目標1	人権を尊重した男女共同参画意識の確立【意識づくり】	15
具体的目標(1)	男女共同参画社会づくりに関する意識啓発の推進	16
具体的目標(2)	男女共同参画意識を高め多様な選択を可能にする 教育及び学習の充実	18
具体的目標(3)	学習環境の一層の整備	21
具体的目標(4)	国際的協調と国際理解の推進	21
基本目標2	さまざまな分野への男女共同参画の促進【地域づくり】	22
具体的目標(5)	政策・方針決定の場への女性の参画の推進	23
具体的目標(6)	社会活動への男女共同参画の推進	26
具体的目標(7)	防災、環境、観光等の分野における男女共同参画の推進	28
基本目標3	男女が共に働きやすい環境の充実【働きやすい環境づくり】	29
具体的目標(8)	男女がともに働きやすい環境整備	30
具体的目標(9)	女性の経済活動の支援	34
具体的目標(10)	活力ある農山村に向けた男女共同参画の確立	36
基本目標4	心豊かに暮らせる生活環境の整備【生活環境づくり】	37
具体的目標(11)	人権としての性の尊重	38
具体的目標(12)	男女の生涯にわたる健康支援	40
具体的目標(13)	生活の安定と福祉の充実	42
具体的目標(14)	男性にとっての男女共同参画の推進	44
第4章	計画推進のために	47
資 料		51
・用語解説		52
・関係法令条例等		54
・男女共同参画への取組（年表）		64
・策定経過		68
・委員名簿		69

第1章

計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画策定の背景
- 4 計画期間

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

上田市では、平成 18 年 3 月 6 日に合併してから、旧市町村の男女共同参画計画を踏まえ平成 19 年 9 月に平成 23 年度までの 5 か年の第 1 次となる上田市男女共同参画計画を策定し、市民、事業所、団体などの協力を得て職場、学校、家庭、地域社会でそれぞれ取り組みを展開してきました。

この結果、審議会等への女性の登用率は 40%を超え、また、女性の社会参加のため育児や介護の各種制度も充実してきました。男女共に様々な団体が地域づくりや子育て・介護といった課題に取り組むなど、男女共同参画の視点に立った動きが進んできました。

リーマンショック以降、長期にわたる景気低迷に加え、東日本大震災による経済活動への打撃は大きなものがあり、生活、雇用においては大変厳しい状況となっています。

このような中ですが、男女共同参画社会実現に向けた取り組みは、少子高齢化や人口減少社会到来に向けて、より一層取り組まなければならない課題です。

平成 24 年度から 5 か年の「第 2 次上田市男女共同参画計画」を策定し、豊かで潤いのある明るい社会と男女の人権が尊重された安全で安心のできる上田市を目指していくことを趣旨としています。

2 計画の位置づけ

第 2 次上田市男女共同参画計画は、合併以降の分権型の地域づくりを進める一方、厳しい経済・雇用情勢と希薄な人間関係の進む中で、真の男女共同参画社会の実現に向け、市民と行政、事業所、教育者が協働していくことを目指しています。

基本的には、次の事項を踏まえています。

- (1) 男女共同参画社会基本法の理念に沿っています。
- (2) 第 3 次男女共同参画基本計画を勘案しています。
- (3) 第 3 次長野県男女共同参画計画を勘案しています。
- (4) 上田市男女共同参画推進条例の理念に沿っています。
- (5) 第一次上田市総合計画との整合性を図っています。
- (6) 上田市男女共同参画推進委員会の答申を尊重しています。

3 計画策定の背景

(1) 国際社会の動き

国連では、1975 年(昭和 50 年)の国際婦人年とそれに続く国連婦人の 10 年(昭和 50 年から 60 年)を契機に「平等・開発・平和」を目標に掲げ、女性の地位向上を図るための取り組みが展開されています。

1979 年(昭和 54 年)には、女子に対する差別を撤廃し、男女平等原則を具体化するための基本的かつ包括的な条約である「女子に対する差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)が国連において採択されました。この条約は、あらゆる分野における性による差別禁止と差別撤廃に必要な法的措置を講じるとともに、法制度だけでなく、慣習や慣行など個人の意識も変革するよう求めています。

世界女性会議が 1985 年(昭和 60 年)にナイロビで開催され「西暦 2000 年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」が採択され、1995 年(平成 7 年)には北京で開催され「北京宣言」(女性の権利は人権である)と、2000 年に向けての取り組むべき 12 の重大問題領域と戦略目標を示した上で、1996 年までに各国が自国の行動計画を策定することを定めた「行動綱領」が採択されました。

2000 年(平成 12 年)には、国連特別総会「女性 2000 年会議」が国連本部で開催され、「北京宣言及び行動綱領」の更なる実施に向けて各国が取るべき行動計画を盛り込んだ「成果文書」と政治宣言が採択され、国際的に男女共同参画が大きくなるとなってきました。

2005 年(平成 17 年)の第 49 回国連婦人の地位委員会、2010 年(平成 22 年)の第 54 回国連婦人の地位委員会では、いずれも「北京宣言及び行動綱領」及び「女性 2000 年会議成果文書」の実

施状況を主要テーマに協議、確認され、完全実施に向けた一層の取組を国際社会に求める内容の宣言が採択されました。

(2) 日本の動き

わが国では、日本国憲法に個人の尊重、男女平等の理念がうたわれ、その実現に向け様々な取組が進められてきました。特に1975年(昭和50年)の第1回世界女性会議で採択された「世界行動計画」を国の施策に取り入れるため「婦人問題企画推進本部」を総理府に設置し、1977年(昭和52年)には、10年間の「国内行動計画」が策定され女性の地位向上の目標が示されました。

その後、「女子差別撤廃条約」の批准に向け、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(男女雇用機会均等法)制定などにより、1985年(昭和60年)に条約の批准がされました。また、1994年(平成6年)に内閣総理大臣を本部長とする「男女共同参画推進本部」と「男女共同参画室」が設置され、併せて「男女共同参画審議会」が設置され推進体制が整備されました。

1996年(平成8年)には「男女共同参画2000年プラン」が、1999年(平成11年)に「男女共同参画社会基本法」の制定、また、2000年(平成12年)には「男女共同参画基本計画」が策定されました。翌年には、中央省庁等改革により内閣府に「男女共同参画局」が置かれ、「男女共同参画会議」設置と推進体制の整備がされました。

第2次男女共同参画計画が2005年(平成17年)に閣議決定され、第3次男女共同参画計画が2010年(平成22年)に閣議決定し、「成果目標」の設定がされるなど法整備から10年経過した反省点を踏まえて、実効性ある計画が策定されています。

(3) 長野県の動き

長野県では、「第一次婦人行動計画」が1980年(昭和55年)に策定されて以来、「信州女性プラン21」まで4次に渡る行動計画を策定し、男女共同参画社会の形成に向けた施策が展開されてきました。その後「パートナーシップながの21」が策定され、2002年(平成14年)に「長野県男女共同参画社会づくり条例」が制定されました。

第2次男女共同参画計画(2007年)、そして第3次男女共同参画計画が2011年(平成23年)からスタートしています。

組織としては、企画部に人権・男女共同参画課を設置し、「男女共同参画審議会」、「男女共同参画推進指導員」が設置されています。また、岡谷市にある「長野県男女共同参画センター」、「長野県男女共同参画推進県民会議」により、幅広い取組を展開しています。

(4) 上田市の動き

2006年(平成18年)に、旧上田市、旧丸子町、旧真田町、旧武石村が新生「上田市」として対等合併して誕生しました。これまで、培ってきた旧市町村の各種制度施策は、新上田市に引き継がれました。

男女共同参画の施策は、新たに作られた「男女共同参画推進委員会」によって、翌年1月に「上田市男女共同参画推進条例」が制定されました。ほぼ同時に進められていた男女共同参画計画の策定は、旧市町村の計画を基本として「男女共同参画計画策定委員会」によって策定されました。この計画は、2007年(平成19年)から5か年の計画期間とされ、様々な施策を講じてきました。

組織としては、市民生活部人権男女共同参画課と旧町村にある各地域自治センター市民生活課が連携して男女共同参画施策を進めています。また、市民プラザ・ゆうに「男女共同参画センター」を設け、市民活動の支援をしています。更に「男女共同参画コミュニケーター」、「うえだ共同参画ネット(通称Uネット)」が中心となって市民との協働でイベントや学習会など啓発活動を進めています。

人権男女共同参画課と各地域自治センターでは、女性団体などの活動支援をするなど男女共同参画社会実現に向けて様々な取組を展開しています。

4 計画期間

この計画の期間は、平成24年度から平成28年度までの5か年とします。

第 2 章

計画の基本的な 考え方

- 1 基本理念
- 2 重点的取組
- 3 基本目標
- 4 施策の体系

1 基本理念

平成 11 年に男女共同参画社会基本法が成立して 10 年以上経過し、この間さまざまな取組が進められており、平成 23 年度からは「第 3 次男女共同参画基本計画」が取組まれています。

上田市では、平成 19 年度から進めてきた「男女共同参画計画」が 5 年を経過したことから、平成 24 年度を初年度とする「第 2 次上田市男女共同参画計画」を策定し、市民協働を基本としてさまざまな取組を進めていきます。

今日の経済情勢と今後の社会の形成や経済成長などを考えると難しい問題もあり、克服しながら進めていくことが重要であり、国際的な動きから決して立ち止まることのできない課題です。

このような中で男女共同参画を進めていくための基本理念については、上田市男女共同参画推進条例の基本理念を踏まえて、以下の七つの基本理念とします。

(1) 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んぜられること、直接的であるか間接的であるかにかかわらず性別による差別的取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

(2) 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、互いの協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員として責任を持ち、その役割を円滑に果たすとともに、職場、地域、その他のあらゆる分野における活動を行うことができるよう配慮されること。

(3) 社会における制度又は慣行についての配慮

社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択を妨げることをしないよう配慮されること。

(4) 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等な構成員として、市その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(5) 性と生殖に関する健康と権利の尊重

男女の対等な関係の下に、互いの性を理解し、尊重するとともに、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項において、男女が互いの意思を尊重し、ともに健康な生活を営む権利が尊重されること。

(6) 男女間における暴力の根絶

男女間におけるあらゆる暴力が根絶されること。

(7) 国際社会の動向を踏まえた取組

男女共同参画の推進は、国際社会におけるその取組と密接な関係を有していることを踏まえ、国際的協調の下に行われること。また、常に国際社会の動向を見つめ、これを踏まえた取組が推進されること。

2 重点的取組

男女共同参画社会実現に向け、女性の地位向上や社会参画を目指し、さまざまな取組が必要となっています。

第2次上田市男女共同参画計画では、四つの「基本目標」の下に14の「具体的目標」、更に35の「施策の方向」が定められ、その下に117項目の「具体的施策」を立て、市民に分かりやすくしています。男女共同参画を常に意識しながら実践し、分かりやすい取組にするため特に重要な事項を「重点的取組」として5項目設けました。

(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

男女共同参画を進めるにおいて、就業形態、年齢、性別、未婚、既婚に関わらず就業者全て、また家庭生活を営む人において、多様なライフスタイルを実現するためワーク・ライフ・バランス*の考え方を進める必要があります。育児や介護といった課題のほか地域活動などを含めて、一人ひとりが豊かな生活を送れるよう、将来的な姿として職場、家庭で取組む必要があります。

(2) 固定的性別役割分担意識の解消

昔からのならわしや慣習などから性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方、いわゆる「固定的性別役割分担」の意識が残っています。特に家庭、地域では意識が強く、男女共同参画推進の弊害となることが多いと言われています。更に職場においても法整備が進んだものの依然として女性に対する偏見、またこれにより男性重視の考え方があるため、この固定的性別役割分担意識を男女共に家庭、地域、職場で解消に努める必要があります。

(3) 地域社会における男女共同参画の推進

男女共同参画を進めるにおいて、さまざまな場所で取組がされており、その中でも生活の場である地域での男女共同参画は、なかなか進まない分野であると言えます。身近な地域を活性化し、明るい地域とするためにも多様な意見や考え方が必要な時期であり、特に女性の地域づくりやまちづくりへの参画は、大変重要であります。地域や団体、組織の実態に合った男女共同参画を進める必要があります。

(4) 教育の場における男女共同参画意識の醸成

男女共同参画を進めるにおいて、家庭、学校、地域社会、職場における指導や教育が重要であります。上田市の条例にある「教育者の責務」として特に学校、家庭においては日常的に男女共同参画意識の醸成を高める必要があります。そのため、教育関係者は男女共同参画の意識が醸成されるよう教育を進める必要があります。

(5) 行政等における数値目標を持った取組

男女共同参画を進めるにおいて、その目標値と成果を把握しながら行なうことが求められています。このため、行政における取組として関係する部署での目標値を設定し、その成果により取組の反省や見直しにつなげる必要があります。

3 基本目標

男女共同参画社会の実現に向けて、大きく四つの基本的な目標を掲げて、各分野にわたりさまざまな施策を推進します。

① 人権を尊重した男女共同参画意識の確立 【意識づくり】

② さまざまな分野への男女共同参画の促進 【地域づくり】

③ 男女が共に働きやすい環境の充実 【働きやすい環境づくり】

④ 心豊かに暮らせる生活環境の整備 【生活環境づくり】

4 施策の体系図

基本目標

具体的目標

ともに認め合い
輝いて生きるために

1

人権を尊重した
男女共同参画意識
の確立
【意識づくり】

(1) 男女共同参画社会づくりに関する
意識啓発の推進

(2) 男女共同参画の意識を高め多様な
選択を可能にする教育及び学習の充実

(3) 学習環境の一層の整備

(4) 国際的協調と国際理解の推進

2

さまざまな分野への
男女共同の促進
【地域づくり】

(5) 政策・方針決定の場への
女性の参画の推進

(6) 社会活動への男女共同参画の促進

(7) 防災、環境、観光等の分野における
男女共同参画の推進

3

男女が共に
働きやすい環境
の充実
【働きやすい環境づくり】

(8) 男女が共に働きやすい環境の整備
(ワーク・ライフ・バランスの推進)

(9) 女性の経済活動の支援

(10) 活力ある農山村に向けた
男女共同参画の確立

4

心豊かに暮らせる
生活環境の整備
【生活環境づくり】

(11) 人権としての性の尊重

(12) 男女の生涯にわたる健康支援

(13) 生活の安定と福祉の充実

(14) 男性にとっての男女共同参画の推進

計画推進のために

施策の方向

- ① 男女共同参画社会づくりに関する意識の啓発活動の推進
- ② 啓発推進体制の整備

- ③ 家庭における男女共同参画の意識を高める教育・学習の充実
- ④ 学校・保育所における男女共同参画の意識を高める教育の推進
- ⑤ 地域における男女共同参画の意識を高める生涯学習の拡充

- ⑥ 学習機会及び学習内容の充実

- ⑦ 国際的視野の育成と国際理解の推進

- ⑧ 行政分野における女性の参画促進
- ⑨ 雇用分野における女性の参画促進
- ⑩ その他の分野における女性の参画促進
- ⑪ 女性の人材育成と発掘及び登用

- ⑫ 地域活動への参画促進
- ⑬ 団体活動等の育成支援及びネットワーク化の推進
- ⑭ 自主的な活動への支援

- ⑮ 防災、環境、観光等の分野における男女共同参画の推進

- ⑯ 雇用・労働条件などにおける男女平等の推進
- ⑰ 仕事と家庭生活が両立しやすい環境の整備
- ⑱ 就業機会の拡大と労働環境の整備
- ⑲ 職業能力の開発支援
- ⑳ 多様な就労形態にあった子育て・介護支援の充実

- ㉑ 女性の新たな活躍の場を広げる意識の啓発
- ㉒ 女性の再就職に向けた支援の充実
- ㉓ 女性起業家の育成支援

- ㉔ 女性の経済的地位向上と就業条件の整備
- ㉕ 農業を生かした地域づくりへの支援

- ㉖ ライフステージに応じた性の尊重の意識啓発
- ㉗ あらゆる暴力根絶のための意識啓発
- ㉘ 相談機能の充実

- ㉙ 生涯を通じた健康づくり支援
- ㉚ 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）
についての意識づくり
- ㉛ 健康を脅かす問題への対策の推進

- ㉜ ひとり親家庭の生活と自立支援
- ㉝ 高齢者・障害者・外国人が安心して暮らせる環境の整備
- ㉞ 介護者のための福祉の充実

- ㉟ 男性にとっての男女共同参画の推進

第3章

計画内容

基本目標 1

人権を尊重した男女共同参画意識の確立
【意識づくり】

基本目標 2

さまざまな分野への男女共同参画の促進
【地域づくり】

基本目標 3

男女が共に働きやすい環境の充実
【働きやすい職場づくり】

基本目標 4

心豊かに暮らせる生活環境の整備
【生活環境づくり】

基本目標 1**人権を尊重した男女共同参画意識の確立
【意識づくり】**

男女共同参画社会を実現するにあたっての大きな課題として、「男は仕事、女は家庭」といった考え方に代表される性別による固定的役割分担の意識が根強くあります。この意識を解消していくためには、人権尊重を基盤にした男女共同参画のための意識啓発と教育・学習の一層の取組を進めることが求められています。

人権尊重の視点に立った男女共同参画への意識の確立を図るために、次の取組を進めます。

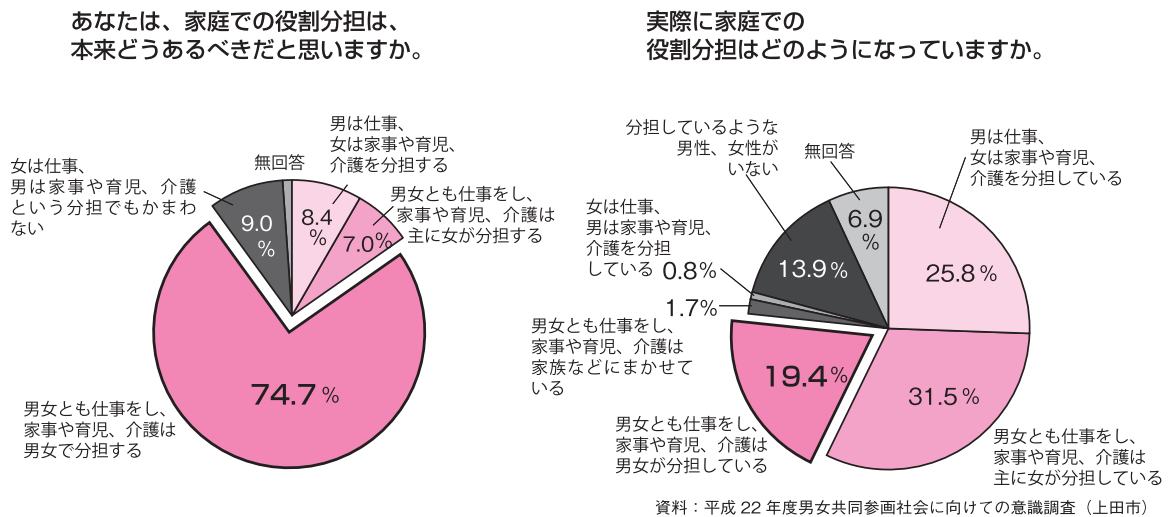
- 1 さまざまな機会をとらえて行う意識啓発
- 2 家庭、学校、地域等において
男女共同参画の視点に立った教育及び学習
- 3 学習機会の充実及び学習環境の整備
- 4 国際的視野に立った男女共同参の推進

男女共同参画社会は、男女が性別にかかわらず、一人の人間として個性と能力が発揮でき、ともに責任を担い合う社会です。これまでの社会制度や慣行にとらわれず、人権が尊重される男女共同参画への意識の確立を目指します。

具体的目標（1）男女共同参画社会づくりに関する意識啓発の推進

現状と課題

- 1 男女共同参画社会を実現させるためには、市民一人ひとりが男女共同参画社会について正しく理解し、日常生活の中で実践ができるよう人権を尊重した男女共同参画意識の確立が求められます。
- 2 平成22年度に行った「男女共同参画社会に向けての意識調査」（以下「意識調査」という。）によると、本来あるべき姿として「男女とも仕事をし、家事や育児、介護も男女で分担する」とした回答は74.7%と、平成11年度、平成17年度の調査（以下「前回調査」という。）と比較すると徐々に増加傾向にあり、男女共同参画意識の醸成が進み啓発活動の成果が少しずつ実を結んできています。しかし、実際の家庭での役割分担は、「男女とも仕事をし、家事や育児、介護は男女が分担している」とした回答は19.4%にとどまっており、前回調査から2.1ポイント減少しています。

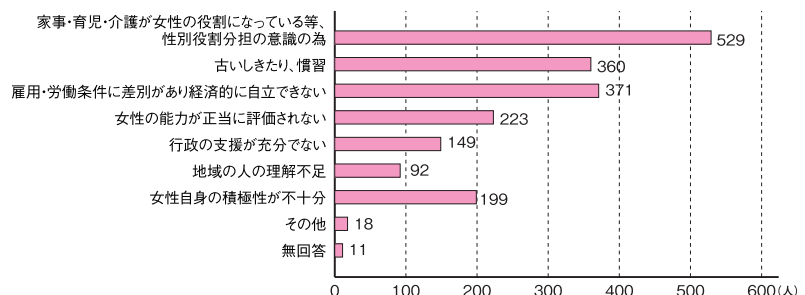


また、女性の社会参画をはばんでいる要因として、「家事・育児・介護が女性の役割になっている等、性別役割分担の意識のため」、「雇用労働条件に差別があり経済的に自立できない」、「古いしきたり、習慣」が上位になっています。

この結果からもわかるように、現実には、性別による役割分担が依然として根強く残っていることから、社会制度や慣行の見直しを進めるなど固定的性別役割分担意識^{*}の解消に向けて、意識啓発を積極的に推進していく必要があります。

女性の社会参加をはばんでいるとしたら

何が要因だと思いますか。3つ以内で選んでください。



- 3 男女共同参画について、市民の関心と意識を高めるために講座、講演会やイベントの開催のほか、出前ときめきのまち講座*や男女共同参画コミュニケーター*を活用した自治会や企業への啓発が必要です。
- 4 男女共同参画社会づくりに向けて活動しているグループとの連携を図り、学習活動の支援や意識啓発が必要です。
- 5 男女共同参画に関する各種資料や情報の収集と市民への情報提供を積極的に行い、自主的な学習や活動を支援していくことが必要です。

施策の方向 ①男女共同参画社会づくりに関する意識の啓発活動の推進

具体的施策		具体的施策の詳細	担当課
1	上田市男女共同参画推進条例の啓発	広く市民の関心と理解を高めるための啓発を行います。	人権男女共同参画課
2	啓発のための講座・イベント等の開催	広く市民の関心と理解を高めるために、講座、講演会、映画会、フェスティバル、フォーラムなどを開催します。	人権男女共同参画課 丸子地域自治センター 市民生活課 真田地域自治センター 市民生活課 武石地域自治センター 市民生活課 生涯学習課
3	社会制度・慣行の見直し	男女共同参画に関する社会制度・慣行等の見直しや調査・研究の充実を図ります。	人権男女共同参画課
4	各種情報媒体の活用による啓発	広報うえだ等の情報紙や各種メディアを通じて、啓発活動を行います。また、各課でパンフレット・リーフレット類を制作する際や、ホームページ、行政チャンネル等で情報提供をする際には、男女平等の視点を取り入れます。	秘書課 人権男女共同参画課 全課
5	情報の収集及び提供	男女共同参画に関する各種資料、情報の収集、提供を行い、啓発資料の作成・配布を行います。	人権男女共同参画課
6	出前講座の充実	男女共同参画社会を目指す「出前ときめきのまち講座」の充実を図ります。	人権男女共同参画課
7	市職員の研修機会の充実	男女共同参画の視点を持ち、職務を遂行する職員を育成するための研修を実施します。	人材開発課 人権男女共同参画課

施策の方向 ②啓発推進体制の整備

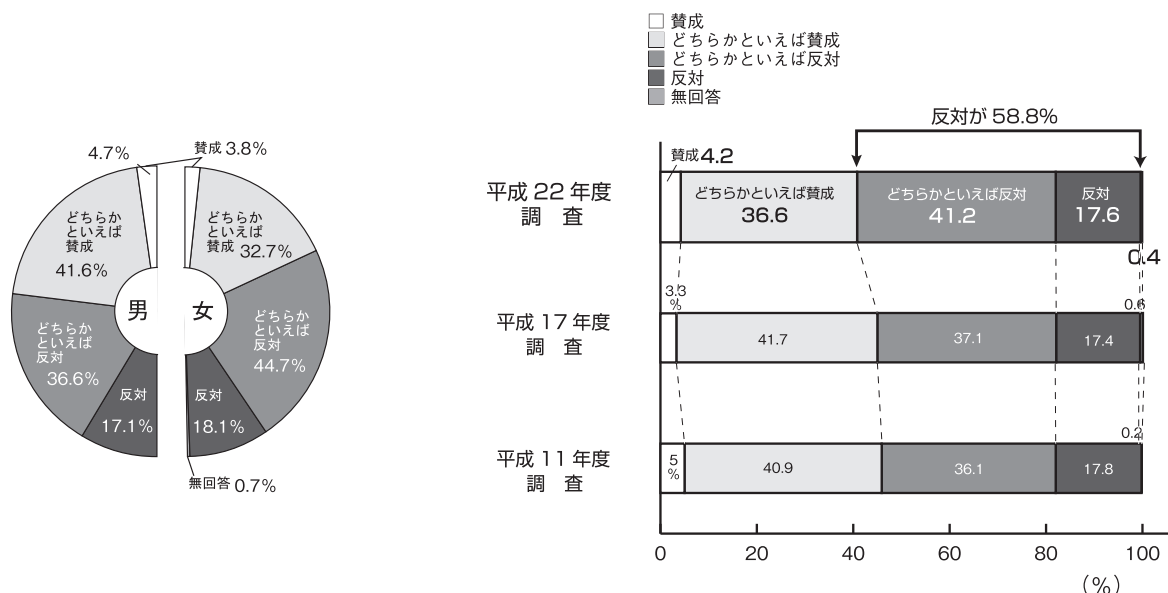
具体的施策		具体的施策の詳細	担当課
8	男女共同参画コミュニケーター制度の整備・充実	男女共同参画コミュニケーター制度を整備・充実させ市民と行政とのパイプ役及び地域のリーダーとしての活動を促進します。	人権男女共同参画課
9	男女共同参画推進団体との連携	男女共同参画社会づくりに向けて活動する団体・グループ等との連携による啓発に努めます。	人権男女共同参画課
10	庁内体制の整備	総合的、計画的に施策を推進するため、男女共同参画庁内推進会議を開催します。	人権男女共同参画課

具体的目標 (2) 男女共同参画の意識を高め 多様な選択を可能にする教育及び学習の充実

現状 と 課題

- 1 固定的性別役割分担意識を解消し、多様な生き方の選択が可能となるよう、家庭、学校及び地域のあらゆる場や機会を通じて、男女共同参画意識を高める教育や学習の充実を図ることが必要です。
- 2 家庭は、子どもが最初に男女共同参画意識を育むことのできる大切な場であるため、男女共同参画の視点に立った家庭教育、また、子どもの個性と能力が発揮できる家庭教育が十分図られるよう、啓発や学習機会の提供の充実を図ることが必要です。
- 3 意識調査によると「男は仕事、女は家庭」という考え方については、前回調査と比較し、「賛成」の割合がわずかに増加したものの、「どちらかといえば賛成」が5.1ポイント減少し、「反対（どちらかといえば反対を含む。）」は4.3ポイント増加しました。男女別では男性よりも女性の方に反対意見が多くなっています。

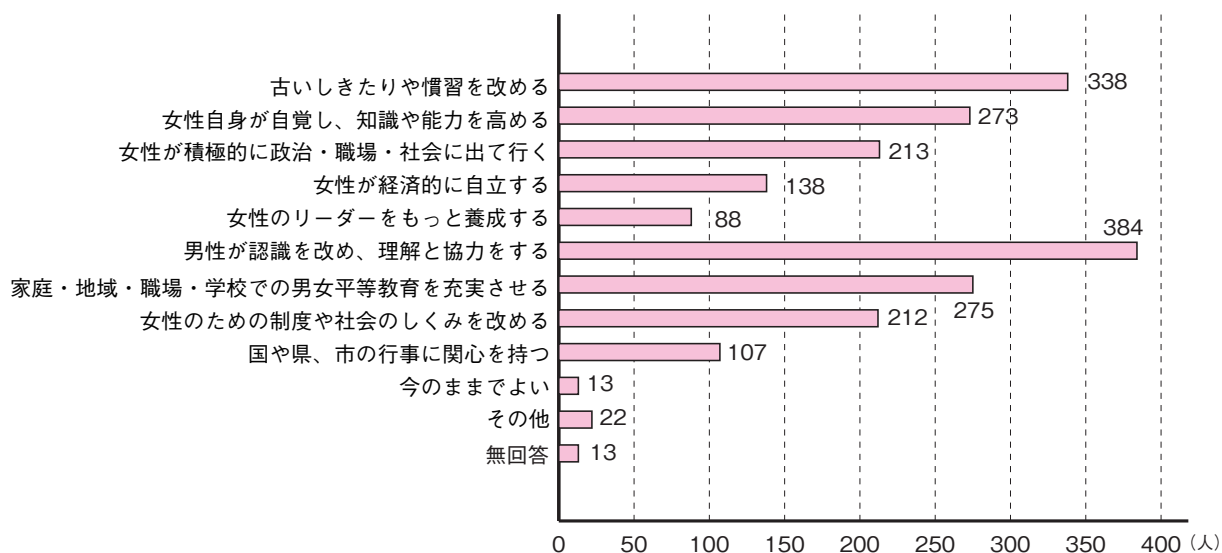
あなたは、「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思いますか。



- 4 幼児期は、人間形成の基礎が培われる大切な時期であり、他人を思いやる豊かな人間性を育てる必要があります。そのために保育、幼児教育に携わる保育士、教諭等のほか保護者に対しての男女共同参画意識を高めていくことが必要です。
- 5 学校教育では、発達段階に応じた教育を推進し、男女共同参画意識や人権感覚を育成するとともに、一人ひとりの個性や能力を尊重した教育を推進していくことが必要です。
男女共同参画の視点に立った教育を進めていくためには、教職員の意識改革を推進するために研修機会の充実が求められます。また、進路指導にあたっては、生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択できるよう、生徒の希望に応じた指導を行うことが必要です。
- 6 意識調査によると、「男女共同参画社会の実現のために今後どのようなことが必要か」の問に対して「古いしきたりや慣習を改める」との回答が今回2位、前回調査1位となっています。このことは、特に地域で男性を優先とする古いしきたりや慣習などにより、固定的性別役割分担意識が残っていることを示しています。この意識を解消し、人権を

尊重した地域社会を築くため、地域における男女共同参画の視点に立った学習の充実が必要です。

あなたは、「男女共同参画社会」の実現のためには、
今後どのようなことが必要だと思いますか。3つ以内で選んでください。



資料：平成22年度男女共同参画社会に向けての意識調査（上田市）

施策の方向 ③家庭における男女共同参画の意識を高める教育・学習の充実

	具体的施策	具体的施策の詳細	担当課
11	男女共同参画の視点に立った 家庭教育の推進	家庭における家事・子育て・介護等の固定的性別役割分担意識を解消するための啓発や学習機会の提供をします。	人権男女共同参画課
12	子育て・育児に関する 家庭教育の学習機会の充実	男女共同参画の視点に立った子育てについての講座を開設し、家庭教育の推進を図ります。また、自治会青少年育成懇談会等を通じ家庭教育への理解と向上を図るための啓発を推進します。	子育て・子育て支援課 公民館
13	男性の子育てや 家庭生活への参画促進	男性の積極的な子育てや家庭生活への参画を促進するため、学習機会を提供します。	子育て・子育て支援課 公民館
14	指導者の育成と連携	家庭教育に関して青少年の育成活動の充実を図るため、家庭の教育力を高め指導者育成及び青少年育成推進指導員との連携を強化します。また、公民館や学校、地域との連携強化により家庭教育の充実を図ります。	生涯学習課 公民館

施策の方向 ④学校、保育所における男女共同参画の意識を高める教育の推進

	具体的施策	具体的施策の詳細	担当課
15	男女共同参画の視点に立った 保育・幼児教育の推進	人権を大切に作る心や、自主・協調の態度を養う保育・幼児教育の推進を図ります。	保育課
16	男女共同参画の視点に立った 学校教育の推進	学校教育全体を通じて人権感覚の育成と、男女共同参画について児童生徒が主体的に学び、考え、行動する姿勢を育む教育を推進します。	学校教育課
17	保育士・教諭及び教職員に 対する研修会の実施	男女共同参画の視点に立った保育、幼児教育、学校教育を推進するため、保育士・教諭及び教職員の資質向上と豊かな感性と人権感覚を養う各種研修会を実施します。	人権男女共同参画課 保育課 学校教育課
18	保護者への意識啓発	子育て、子育て講座を定期的に開催し、保護者の意識啓発を図ります。また、園だよりや参観を通して意識啓発に取り組めます。	保育課
19	性教育の充実	男女が互いに認め合うための性教育の充実を図ります。	学校教育課
20	個性を尊重した進路指導の推進	生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択できるように、生徒の能力・適性・進路希望に応じた指導を推進します。	学校教育課

施策の方向 ⑤地域における男女共同参画の意識を高める生涯学習の拡充

	具体的施策	具体的施策の詳細	担当課
21	男女共同参画の視点に立った 生涯学習の推進	公民館等の講座や学級の中での男女共同参画の視点に立った学習を推進します。	生涯学習課 公民館
22	学習機会の提供の促進	意識啓発のために出前講座や男女共同参画コミュニケーター制度の周知に努め、学習機会の提供を行います。	人権男女共同参画課 公民館
23	指導者の育成	男女共同参画の視点に立った生涯学習活動のための指導者を育成します。	生涯学習課
24	人権尊重のための 学習内容の充実	人権を考える市民のつどい、自治会懇談会、指導者研修会等を通じて、男女共同参画の視点に立った、人権尊重の学習内容の充実を図ります。	生涯学習課 公民館

具体的目標（3）学習環境の一層の整備

現状と課題

- 1 女性が広く社会に参画するためには、政治、経済をはじめさまざまな分野への関心を高める学習が必要です。そのため、公民館等の社会教育機関、地元の高等学校や大学等と連携したり、参加しやすい講座を企画するなど、若い世代も参加できるような運営の工夫が必要です。
- 2 子育て中の世代が参加できるよう講座等を行う際には託児を提供するなど環境の整備が必要です。

施策の方向 ⑥学習機会及び学習内容の充実

具体的施策		具体的施策の詳細	担当課
25	学習内容の充実	男女共同参画の裾野を広げるよう、あらゆる分野・年齢層を考慮し、市民がより参加しやすい方策の工夫や学習内容の充実を図ります。	人権男女共同参画課
26	託児の場の提供	子育て中の男女の学習意欲に応じるため、託児の場を提供します。	人権男女共同参画課
27	社会教育関係機関、地元の高等学校・大学等との連携	社会教育機関や地元の高等学校・大学等との連携による男女共同参画に関する講座の開催や情報提供を行います。	人権男女共同参画課 生涯学習課

具体的目標（4）国際的協調と国際理解の推進

現状と課題

- 1 男女共同参画社会の実現に向けた動きは、国際社会の中で進んでいます。女子差別撤廃条約*をはじめとする男女共同参画に関係の深い各種の条約、女性2000年会議*における議論等、国際社会の動向や取組などの情報収集・提供を進めていくことが必要です。
- 2 国際化が押し寄せている中で、国際的な視野を持ったリーダーやボランティアの育成が必要です。

施策の方向 ⑦国際的視野の育成と国際理解の推進

具体的施策		具体的施策の詳細	担当課
28	国際社会の動向の把握	男女共同参画社会の形成に向けた国際社会のさまざまな取組や、女性問題等に関する情報の収集及び提供を行います。	秘書課 人権男女共同参画課
29	国際的視野を持つ人材の育成	国際的視野を持つ女性リーダーの育成や国際交流ボランティアの育成を図ります。	秘書課 市民課 人権男女共同参画課
30	外国における男女共同参画の制度への理解	外国における男女共同参画の制度等について学習し、理解を深めます。	人権男女共同参画課

基本目標 2

さまざまな分野への男女共同参画の促進 【地域づくり】

地域社会における人間関係の希薄化や家族形態の変化などの中で、地域力を高めていくためには、女性も男性も誰もが出番と居場所のある地域社会を形成していくことが重要です。

このため、行政、雇用の分野はもちろんのこと地域のさまざまなところにおいて、意思決定や方針決定の場に女性が参画することが求められています。地域等では、しばしば特定の性に偏って役割や仕事などが担われている活動があります。地域づくりや町おこしといったところでは、女性の活躍が期待されると同時に、地域課題の解決についても男女がともに考えることが大切となっています。

地域活動には、さまざまな団体やグループがそれぞれの考えを持って活動しています。これからの地域づくりは、多様な人たちが参画し合うことが大切であり、また、男女がともに認め合う地域活動が求められています。このため、女性リーダーの育成や団体の活動支援などが求められています。

防災や環境といった分野での男女共同参画は、日々の実生活を通して進められなくてはなりません。そのため、女性の持っている経験や知識などを生かした取組が見直されています。

女性も男性もあらゆる分野に参画し、地域力を高めていくため、次の取組を進めます。

- 1 行政や企業、地域における意思決定過程への女性の参画促進
- 2 地域活動に男女がともに参画しやすい環境づくりと
団体やグループの育成、支援
- 3 防災、環境、観光における男女共同参画の推進

市民や企業、自治会等の地域の関係諸団体、ボランティアやNPOなどの各種団体やグループと行政が連携して行動を進め、男女が個性や能力を発揮できる社会を目指します。

具体的目標(5) 政策・方針決定の場への女性の参画の推進

現状と課題

- 1 女性がさまざまな分野の政策・方針決定の場に積極的に参画し、社会的な責任を担うことは、男女共同参画社会の実現にとって最も重要なことです。
- 2 2010年に国連開発計画が発表した「人間開発報告書*」によると、基本的な人間の能力がどこまで伸びたかを示すHDI(人間開発指数)は169か国中11位、また国家の人間開発の達成が男女の不平等によって、どの程度妨げられているかを表すGII(ジェンダー*不平等指数)は138か国中12位ですが、経済分野、教育分野、健康分野、政治分野における性別における格差を数値化しランク付けしたGGI(ジェンダー・ギャップ指数)では、134か国中、94位と大きく落ち込んでいます。これは残念ながら、日本の女性は、能力を持ち合わせながら女性が政治経済活動をはじめとするさまざまな活動に参画する機会が十分でないことを現しています。

第1-1-16表 HDI, GII, GGIにおける日本の順位

(1) HDI
(人間開発指数)

(2) GII
(ジェンダー不平等指数)

(3) GGI
(ジェンダー・ギャップ指数)

順位	国名	HDI値	順位	国名	GGI値	順位	国名	GGI値
1	ノルウェー	0.938	1	オランダ	0.174	1	アイスランド	0.850
2	オーストラリア	0.937	2	デンマーク	0.209	2	ノルウェー	0.840
3	ニュージーランド	0.907	3	スウェーデン	0.212	3	フィンランド	0.826
4	米国	0.902	4	スイス	0.228	4	スウェーデン	0.802
5	アイルランド	0.895	5	ノルウェー	0.234	5	ニュージーランド	0.781
6	リヒテンシュタイン	0.891	6	ベルギー	0.236	6	アイルランド	0.777
7	オランダ	0.890	8	フィンランド	0.248	7	デンマーク	0.772
8	カナダ	0.888	7	ドイツ	0.240	8	レソト	0.768
9	スウェーデン	0.885	9	イタリア	0.251	9	フィリピン	0.765
10	ドイツ	0.885	10	シンガポール	0.255	10	スイス	0.756
11	日本	0.884	11	フランス	0.260	11	スペイン	0.755
12	韓国	0.877	12	日本	0.273	12	南アフリカ共和国	0.754
13	スイス	0.874	13	アイスランド	0.279	13	ドイツ	0.753
14	フランス	0.872	14	スペイン	0.280	14	ベルギー	0.751
15	イスラエル	0.872	15	キプロス共和国	0.284	15	英国	0.746
16	フィンランド	0.871	16	カナダ	0.289	16	スリランカ	0.746
17	アイスランド	0.869	17	スロベニア	0.293	17	オランダ	0.744
18	ベルギー	0.867	18	オーストラリア	0.296	18	ラトビア共和国	0.743
19	デンマーク	0.866	19	オーストリア	0.300	19	米国	0.741
20	スペイン	0.863	20	韓国	0.310	20	カナダ	0.737
21	香港	0.862	21	ポルトガル	0.310	21	トリニダード・トバゴ	0.735
22	ギリシャ	0.855	22	ラトビア共和国	0.316	22	モザンビーク	0.733
23	イタリア	0.854	23	ギリシャ	0.317	23	オーストラリア	0.727
24	ルクセンブルク	0.852	24	ルクセンブルク	0.318	24	キューバ	0.725
25	オーストリア	0.851	25	ニュージーランド	0.320	25	ナミビア	0.724
26	英国	0.849	26	ポーランド	0.325	26	ルクセンブルク	0.723
27	シンガポール	0.846	27	チェコ共和国	0.330	27	モンゴル	0.719
28	チェコ共和国	0.841	28	イスラエル	0.332	28	コスタリカ	0.719
29	スロベニア	0.828	29	アイルランド	0.344	29	アルゼンチン	0.719
30	アンドラ	0.824	30	クロアチア	0.345	30	ニカラグア	0.718
31	スロバキア	0.818	31	スロバキア	0.352	31	バルバドス	0.718
32	アラブ首長国連邦	0.815	32	英国	0.355	32	ポルトガル	0.717
33	マルタ	0.815	33	リトアニア	0.359	33	ウガンダ	0.717
34	エストニア	0.812	34	ハンガリー	0.382	34	モルドバ	0.716
35	キプロス共和国	0.810	35	マルタ	0.395	35	リトアニア	0.713
36	ハンガリー	0.805	36	ブルガリア	0.399	36	バハマ	0.713
37	ブルネイ	0.805	37	米国	0.400	37	オーストリア	0.709
38	カタール	0.803	38	中国	0.405	38	ガイアナ	0.709
39	バーレーン	0.801	39	エストニア	0.409	39	パナマ	0.707
40	ポルトガル	0.795	40	モルドバ	0.429	40	エクアドル	0.707
41	ポーランド	0.795	41	ロシア	0.442	41	カザフスタン	0.706
42	バルバドス	0.788	42	バルバドス	0.448	42	スロベニア	0.705
43	バハマ	0.784	43	クウェート	0.451	43	ポーランド	0.704
44	リトアニア	0.783	44	ウクライナ	0.463	44	ジャマイカ	0.704
45	チリ	0.783	45	アラブ首長国連邦	0.464	45	ロシア	0.704
46	アルゼンチン	0.775	46	モリシャス	0.466	46	フランス	0.703
47	クウェート	0.771	47	キューバ	0.473	47	エストニア	0.702
48	ラトビア共和国	0.769	48	トリニダード・トバゴ	0.473	48	チリ	0.701
49	モンテネグロ	0.769	49	ルーマニア	0.478	49	マケドニア	0.700
50	ルーマニア	0.767	50	マレーシア	0.493	50	ブルガリア	0.698
51	クロアチア	0.767	51	コスタリカ	0.501	51	キルギス共和国	0.697
52	ウルグアイ	0.765	52	リビア	0.504	52	イスラエル	0.696
53	リビア	0.755	53	チリ	0.505	53	クロアチア	0.694
54	パナマ	0.755	54	ウルグアイ	0.508	54	ホンジュラス	0.693
55	サウジアラビア	0.752	55	バーレーン	0.512	55	コロンビア	0.693
56	メキシコ	0.750	56	チュニジア共和国	0.515	56	シンガポール	0.691
57	マレーシア	0.744	57	モンゴル	0.523	57	タイ	0.691
58	ブルガリア	0.743	58	ベトナム	0.530	58	ギリシャ	0.691
59	トリニダード・トバゴ	0.736	59	モルディブ	0.533	??		
60	セルビア	0.735	60	アルゼンチン	0.534	94	日本	0.652

(備考) 1. 国連開発計画 (UNDP) 「人間開発報告書 2010」及び世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report 2010」より作成。

2. 測定可能な国数は、HDIは169か国、GGIは138か国、GGIは134か国。

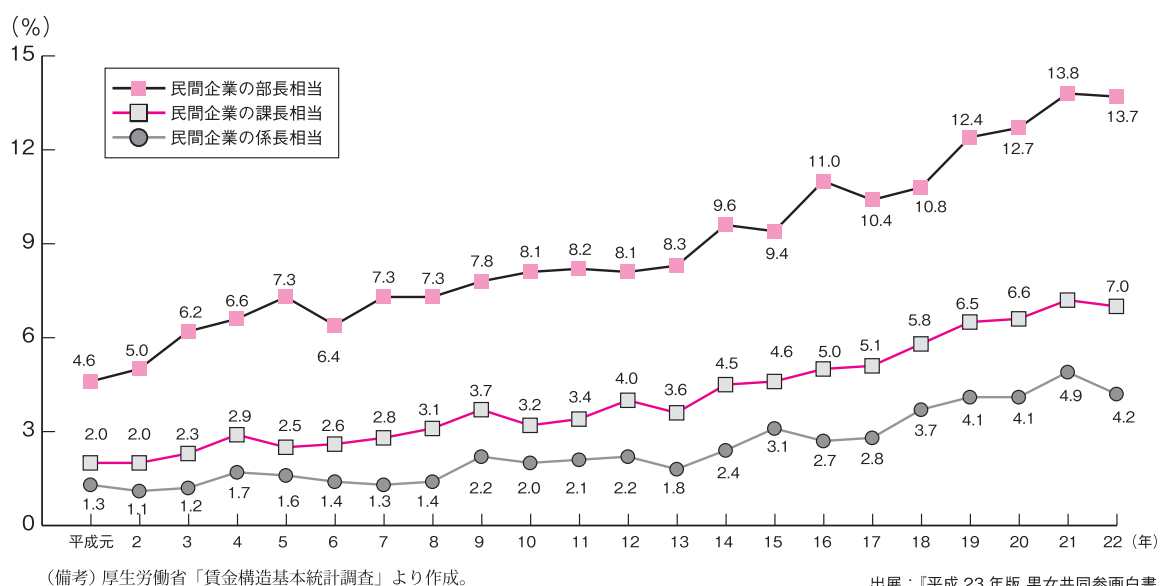
出展：『平成23年版 男女共同参画白書』

3 本市においては、「審議会等附属機関の在り方に関する基本方針」により、審議会の構成として女性委員の登用率を原則として40%以上とすることが、委員選考の過程で義務付けられています。

本市の女性の登用率は、審議会等附属機関において40%を達成していますが、市議会議員の女性の割合は6.5%（22年4月）です。女性の関心事項や問題意識を行政に反映させ、バランスの取れたまちづくりにつなげるためにも、各種審議会や市議会等、方針決定の場に女性の参画を更に拡大していくことが重要です。そのため、女性の人材育成を積極的に進めるために講座・研修会を開催し、支援することが必要です。

4 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」によると、民間企業の女性管理職を役職別にみると、平成22年は係長相当職の割合が13.7%、課長相当職は7.0%、部長相当職は、4.2%と極めて低く、政策・方針決定の場に女性が十分参画しているとはいえない状況です。

第1-2-13図 役職別管理職に占める女性割合の推移



5 企業等における女性の採用や管理職・役員への女性の登用について、関係団体等を通じ働きかけを行うことが必要です。また、自治会、分館、PTAなど各種団体での女性役員の登用を促進するため、さまざまな機会に働きかけを行う必要があります。

施策の方向 ⑧行政分野における女性の参画促進

	具体的施策	具体的施策の詳細	担当課
31	各種審議会等への女性の登用促進	市全体として女性の登用率を常に40%以上に達することを目標とします。	行政改革推進室
32	市職員の採用と登用の促進	市において女性職員の職域拡大と人材育成、管理職への登用を促進します。	人材開発課

施策の方向 ⑨雇用分野における女性の参画促進

具体的施策		具体的施策の詳細	担当課
33	女性の 職域拡大と管理職への登用	女性の職域の拡大と管理職への登用を促進するよう働きかけます。	人権男女共同参画課 雇用促進室
34	表彰制度の普及	男女共同参画推進事業者の表彰制度を広く普及します。	人権男女共同参画課
35	職場における 男女共同参画意識の高揚	女性や管理職を対象とした企業における研修機会の充実を図り、女性の能力発揮促進のための支援に努め、男女共同参画の意識の高揚に努めます。	雇用促進室

施策の方向 ⑩その他の分野における女性の参画促進

具体的施策		具体的施策の詳細	担当課
36	各種団体における女性役員の登用	自治会、分館、PTA等各種団体の女性役員の登用の促進を働きかけます。	市民参加・協働推進課 人権男女共同参画課 学校教育課 生涯学習課 公民館

施策の方向 ⑪女性の人材育成と発掘及び登用

具体的施策		具体的施策の詳細	担当課
37	政策・方針決定の場に参画する 女性の人材育成及び支援	男女共同参画の視点をもって社会の幅広い分野に参画する女性の人材育成や支援のための講座や研修会を開催します。	人権男女共同参画課
38	女性の 人材リストの作成及び整備	女性の人材に関する情報を把握し、専門性を生かした分野で活動できるよう、人材リストを作成します。	人権男女共同参画課

具体的目標（6） 社会活動への男女共同参画の促進

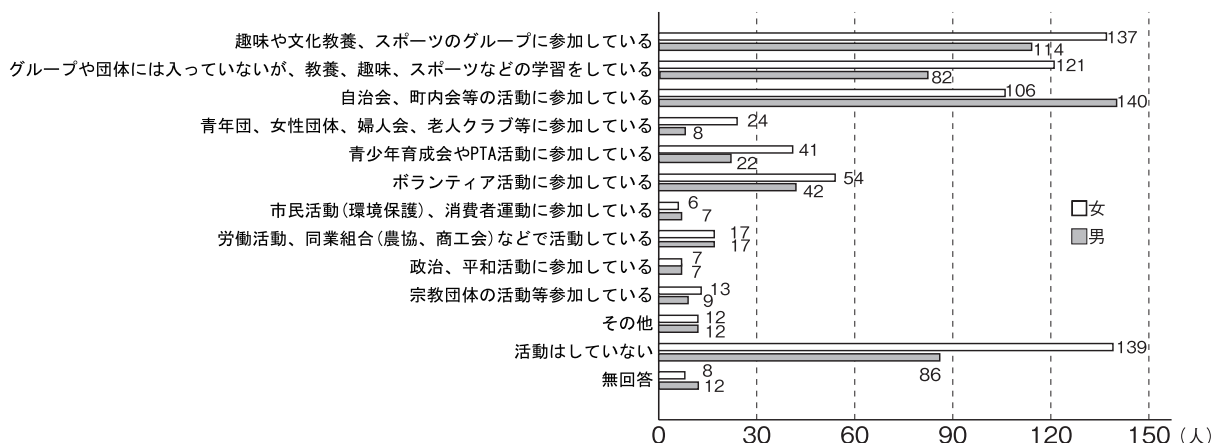
現状 と 課題

- 1 地域は、家庭とともに人々にとって最も身近な暮らしの場であります。地域においては、少子高齢化・過疎化の進行、人間関係の希薄化など様々な変化が生じており、男女がともに担わないと立ち行かなくなる状況となっています。私たちの住んでいる地域の課題解決や地域づくりにおいては、男女がともに実践していく必要があります。
- 2 地域づくりにおいては、そこで活動する団体やグループの役割は重要であります。それらの活動には、男女共同参画の視点を持つ必要があります。そのためにも多様な活動への支援やネットワークの充実がますます必要になっています。
- 3 意識調査によると「趣味や文化教養、スポーツのグループに参加している」、「自治会、町内会等の活動に参加している」、「グループや団体には入っていないが教養、趣味、スポーツなどの学習をしている」と、いう順に余暇活動や社会活動に参加しているといった実態があります。一方「活動はしていない」と回答した人も比較的多いのが目立ちます。

性別では「趣味や文化教養、スポーツのグループに参加している」「グループや団体には入っていないが教養、趣味、スポーツなどの学習をしている」との回答では女性が男性を上回っていますが、「自治会、町内会等の活動に参加している」の項目では男性が女性を上回っており、やはり自治会や町内会の活動は男性中心になっていることが裏付けられています。

あなたは、現在どのような余暇活動や社会参加をしていますか。
主に活動していることを3つ以内で選んでください。

◆男女別の回答◆



資料：平成22年度男女共同参画社会に向けての意識調査（上田市）

施策の方向 ⑫地域活動への参画促進

具体的施策		具体的施策の詳細	担当課
39	男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進	地域での固定的性別役割分担意識の解消を進め、男女がともにまちづくりなどの地域の実践的活動に参画するよう関係団体へ働きかけます。	人権男女共同参画課
40	男女共同参画の視点から地域の課題について考える機会の提供	男女共同参画の視点で地域の課題解決に向けた講座や学習機会の提供に努めます。	人権男女共同参画課 公民館
41	地域のリーダーとして活動する女性の育成	女性リーダーの育成のため、研修等の支援を行うほか、女性が地域でリーダーとして活躍できる環境整備に努めます。	人権男女共同参画課 公民館

施策の方向 ⑬団体活動等の育成支援及びネットワーク化の推進

具体的施策		具体的施策の詳細	担当課
42	男女共同参画の視点をもった団体やグループとの連携強化	男女共同参画社会の形成に賛同するあらゆる団体との連携を強化します。	人権男女共同参画課
43	活動状況の把握と提供及びネットワーク化の支援	各種団体やグループの活動状況を把握し、その情報を提供します。また、各種団体やグループの交流の場を提供し、ネットワークづくりを支援します。	人権男女共同参画課

施策の方向 ⑭自主的な活動への支援

具体的施策		具体的施策の詳細	担当課
44	自主的な活動への支援	地域活動を行っている団体や新たに設立しようとしている団体やグループに対して、活動に関する相談・情報提供を行い、自主的な活動を支援します。	市民参加・協働推進課 人権男女共同参画課 公民館

具体的目標 (7) 防災、環境、観光等の分野における 男女共同参画の推進

現状 と 課題

- 1 従来、男性が支えてきた防災や災害支援・環境保全・観光等に関する施策や政策方針決定の場への女性の参画促進と、市民団体等の活動支援や育成を行うことが必要です。
- 2 東日本大震災以降、男女共同参画の視点に立った「防災分野」の取組が見直され、災害時における女性の視点が今まで以上に重要となってきました。防災会議などの政策・方針決定過程や被災者支援に女性の参画を拡大することが必要です。
- 3 消防団活動は、災害対策のほか各種警戒や火災予防広報の実施、救命講習の指導等多岐にわたっています。女性の視点で活躍が期待される消防団への女性の入団を促進していくことが必要です。
- 4 環境問題は身近な生活環境から地球環境活動まで、広範かつ内容も複雑・多様化しています。環境保全に対する女性の高い関心、豊かな知識や経験を生かされるよう、環境分野における女性の積極的参画を推進することが必要です。
- 5 地域経済の牽引者としての女性の可能性を認識し、観光分野においても女性の能力や活力を引き出し、一層活躍できる場を確保することが必要です。

施策の方向 ⑮防災、環境、観光等の分野における男女共同参画の推進

具体的施策	具体的施策の詳細	担当課
45 防災分野における 女性参画の拡大	防災分野での固定的な性別役割分担意識を見直すとともに、政策・方針決定過程や被災者支援への女性の参画を拡大します。	危機管理室 人権男女共同参画課
46 平常時・災害時における対応	男女のニーズの違いに配慮した災害用備蓄品の購入のほか、避難所に更衣室や授乳場所等を優先的に設置するよう努めます。	危機管理室
47 男女共同参画の視点に立った 災害時対応マニュアルの策定	災害発生時の対応に関する各種マニュアルについて、男女共同参画の視点を取り入れた内容にするよう努めます。	危機管理室
48 消防団への入団促進	消防団活動拠点等の環境整備を推進し、団員募集パンフレットの配布等を充実させ、女性団員の入団を促進します。	消防総務課
49 環境分野における 女性参画の拡大	環境問題の課題解決に向けて女性がこれまで蓄積してきた高い知識や経験等をより一層生かせるよう政策・方針決定の場等への女性の参画を推進します。	生活環境課
50 環境に関する情報の提供と 活動支援	地球温暖化等、市民生活に影響のある環境問題について、出前講座・環境フォーラム等によりわかりやすい環境情報の提供に努めるとともに、男女がともに環境活動がしやすいよう、市民団体等の活動支援や育成を図ります。	生活環境課
51 環境負荷を低減させるための 一人ひとりの地道な取組の拡大	家庭で行う生ごみの堆肥化や資源物の分別、枝木類の再資源化など、男女を問わず、環境に優しい行動の実践に取り組みます。	廃棄物対策課
52 観光分野における 女性参画の拡大	観光従事者のうち高い割合を占める女性たちの経験や発想を生かしたさまざまな取組を進め、女性客をはじめ、子どもから高齢者まで多くの観光客の支持を得ることができる観光地づくりを進めていきます。	観光課

男女が共に働きやすい環境の充実 【働きやすい環境づくり】

世界的に見ても極めて低い出生率と急激な高齢化により、総人口や労働力人口が減少しているとともに、未婚・離婚の増加等による単身世帯やひとり親世帯の増加や個人の職場・家庭・地域等への帰属意識の多様化等に伴う地域社会における人間関係の希薄化などが見られます。

グローバルな経済秩序の変容等も背景に、我が国経済は長期的に低迷を続けており、失業者や非正規労働者が増加し、社会全体に閉塞感の広がりがみられます。

働くことは自己実現につながり、男性も女性もその能力を十分に発揮することができ、社会づくりは、ダイバーシティ^{*}の推進につながり、社会経済の活力の源という観点から極めて重要です。

雇用分野だけでなく、経済の牽引者としての女性の役割を認識し、女性による経済活動の機会を創造する観点から、起業や自営業などの分野においても男女が均等の機会の下で一層活躍できるようにします。

農業においては、生産から加工、販売といった新しい取組と女性たちの先進的な取組によって農業の新しい姿が地域を変えています。

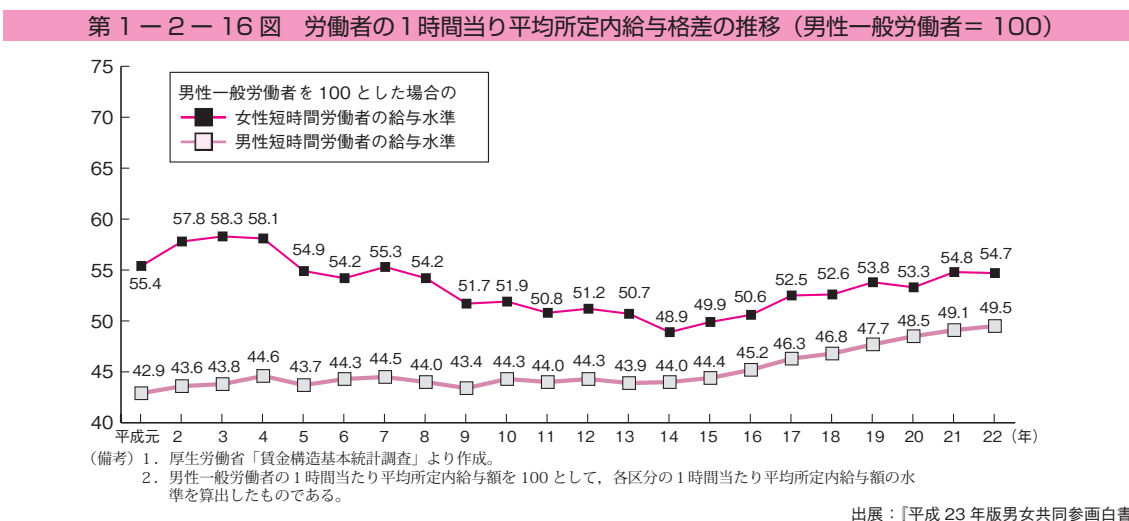
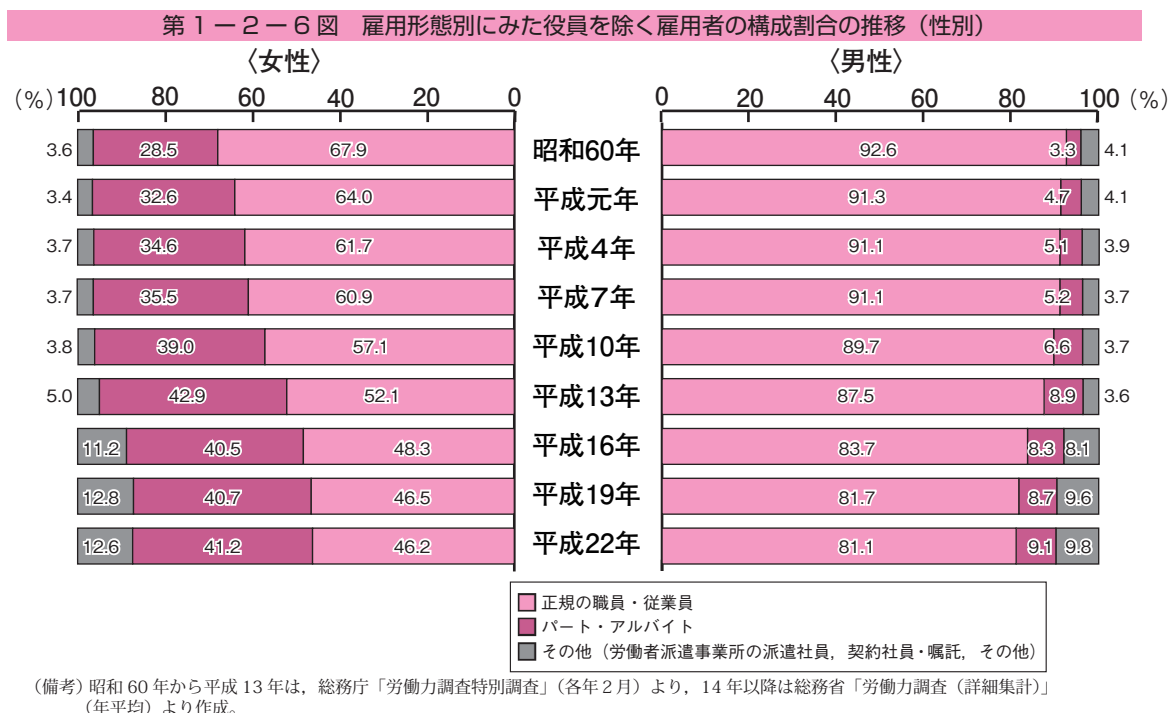
以上のことから、男女とも従来の働き方を見直し、仕事と生活の調和を実現することが急がれます。

男女がともに働きやすい社会の実現に向け、次の取組を進めます。

- 1 仕事と家庭、地域活動が両立できる環境の整備
- 2 雇用等における男女の均等な機会の確保と労働環境の整備
- 3 多様な就労形態にあった子育てと介護の支援
- 4 様々な分野における女性の経済活動のための支援
- 5 農山村における女性農業者の育成と農業を生かした地域づくりの支援

雇用や生活がさまざまな形態となった中、男女がともに働きやすい社会の実現に向け、さまざまな制度の充実や支援などの取組を充実させ、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の一層の推進を目指します。

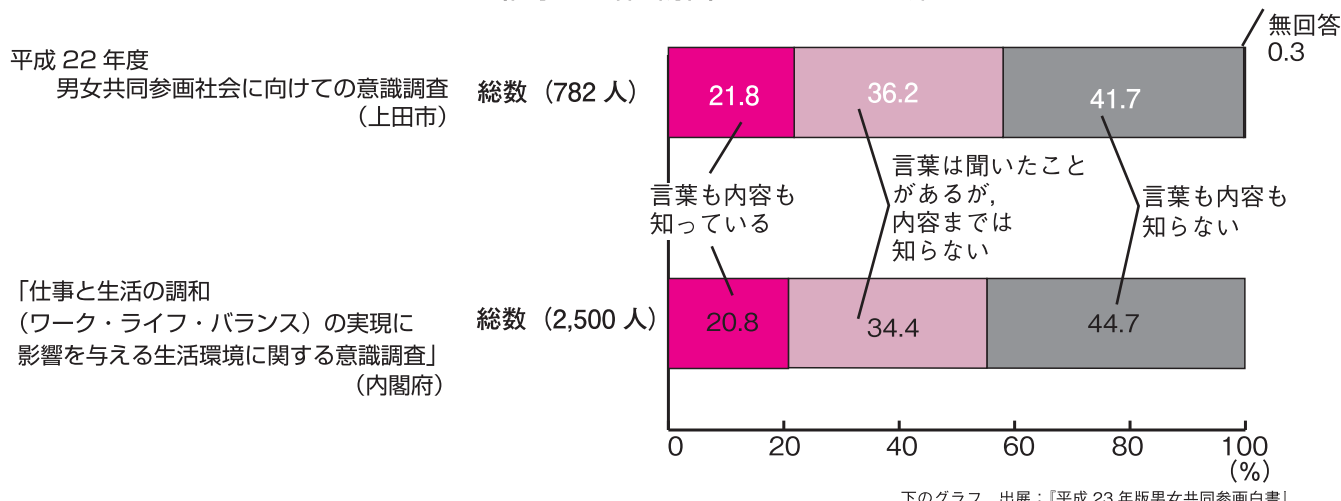
- 3 ここ数年、長期的な経済の低迷が続き、男女とも非正規雇用労働者が増加しています。特に女性の場合は男性に比べて非正規労働者の割合が高く、貧困に陥りやすい背景となっています。女性の短時間労働者の給与水準は、男性一般労働者に比べ非常に低い水準にとどまっています。そのため、雇用環境の整備に向けた一層の取組を図ることが必要です。



- 4 商工業等の自営業においては、仕事の間と生活の間が一体的な場合が多く、女性は労働の重要な担い手であるとともに、家事、育児、介護等の負担をより多く担っているという状況にあります。女性の経営参画や社会参画を促進するとともに、男性と対等なパートナーとして、働きに応じて賃金や報酬を得るといった、経済的地位の向上や就業条件の明確化、事業経営に必要な知識や技能の習得をするといった、学習機会の充実を引き続き図っていくことが必要です。
- 5 近年、技術革新や情報化の進展、就業形態の多様化などに伴い、新しい技術に対応できる能力が求められています。特に、女性の職業能力の向上を図り、技術革新に的確に対応できる知識や、技能を修得できるような学習機会等の充実を図っていくことが必要です。

6 核家族、共働き家庭の増加や少子化の進行など、家庭環境が大きく変化している中で、子どもを取り巻く環境も大きく変化しています。男女が共に働き続けながら子育てができる環境を作るために、保育サービス等の充実を図る必要があります。また、働く保護者の留守家庭の子どもに対し、学校の放課後や休業日に安心して遊べる場や、生活の場としての施設を充実させ、仕事と子育ての両立と子供たちの健やかな成長を支援していくことが必要です。

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）ということばを知っていますか。



施策の方向 ⑩雇用・労働条件などにおける男女平等の推進

具体的施策	具体的施策の詳細	担当課
53 雇用における男女の機会均等に関する啓発	関係機関と連携して、法制度の趣旨や内容を周知するための啓発を進めます。	人権男女共同参画課 雇用促進室
54 事業主に対する男女共同参画についての啓発	関係機関と連携して、事業主を対象とした男女共同参画を内容とする啓発を進めます。	人権男女共同参画課
55 男女の働き方の見直しの啓発	家庭生活とその他の活動が両立できるよう男女の働き方の見直しのための啓発を進めます。	人権男女共同参画課
56 男女共同参画社会づくりに向けた企業等における取組への支援	職場における女性の登用や活用に自主的に取組んでいる企業等の事例を紹介します。	人権男女共同参画課

施策の方向 ⑪仕事と家庭生活が両立しやすい環境の整備

具体的施策	具体的施策の詳細	担当課
57 仕事と家庭の両立に関する各種情報の提供	ファミリーサポートセンター事業など各種子育て支援事業や介護に関する情報提供を行います。	人権男女共同参画課 高齢者介護課 子育て・子育て支援課
58 働く人のための施設の利用促進	勤労者福祉センター、サンワーク上田、市民プラザ・ゆう等の利用促進を図ります。	人権男女共同参画課 雇用促進室
59 労働基準法上の母性保護に関する啓発	労働基準法上の母性保護の遵守について事業主への啓発を進めます。	雇用促進室
60 男女が子育てと介護に関わることができる職場環境の整備	育児・介護休業制度の普及促進、啓発を進め、女性も男性も制度を利用しやすい職場環境の実現を働きかけます。	雇用促進室
61 労働時間短縮等の啓発	働く人が健康で豊かな生活がおくれるよう、事業主に対し、労働時間の弾力的な運用や年次休暇の取得促進を働きかけます。	雇用促進室

施策の方向 ⑱就業機会の拡大と労働環境の整備

具体的施策	具体的施策の詳細	担当課
62 就業に関する情報の提供	職業や就職に関する必要な情報提供を図ります。	雇用促進室
63 労働条件向上についての啓発	パートタイム労働をはじめ就業形態の多様化が急速に進む中で、労働関係法令の遵守、労働条件の向上についての啓発を進めます。	雇用促進室
64 労働、就職問題に関する相談体制の充実	関係機関と連携して、労働問題、就職問題等に関する相談体制の充実を図ります。	雇用促進室
65 商工業等の自営業における男女共同参画の推進	商工業等の自営業に従事する女性の労働環境や生活環境の改善を図り、経営・事業運営・計画立案などに対等に参画できるよう講演会等を開催して啓発を推進します。	雇用促進室
66 商工業等の自営業に携わる女性団体の育成	商工業等の自営業に従事する女性の団体やグループの育成及び女性の能力・技能の向上（エンパワーメント*）に向けた学習活動を支援します。	雇用促進室
67 再雇用制度の普及啓発	再雇用制度の普及促進、啓発を進め、退職後の雇用機会が確保されるよう支援します。	雇用促進室
68 労働者の健康管理と労働安全衛生の充実	事業主に対し、各種検診の機会や検診内容の充実、労働安全衛生面の取組の強化を働きかけます。	健康推進課 雇用促進室

施策の方向 ⑲職業能力の開発支援

具体的施策	具体的施策の詳細	担当課
69 職業能力開発に関する支援	職業能力開発に関する講座・研修会の開催や各種情報の提供を行います。	人権男女共同参画課 雇用促進室
70 再就職や転職のための技術習得ができる体制づくりの推進	再就職や転職のための職業訓練体制の整備を関係機関と連携しながら推進します。	雇用促進室

施策の方向 ⑳多様な就労形態にあった子育て・介護支援の充実

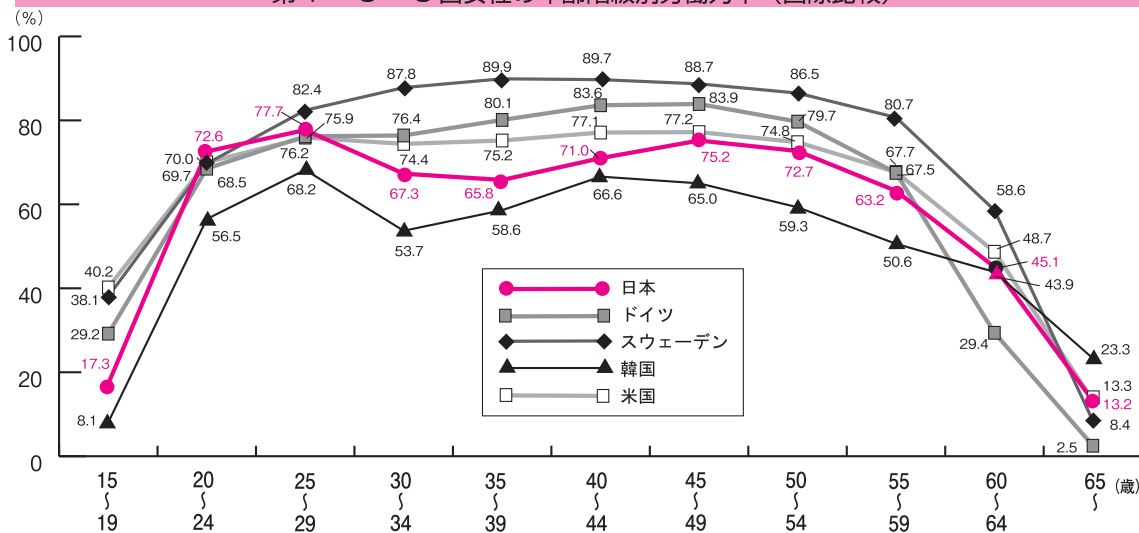
具体的施策	具体的施策の詳細	担当課
71 保育サービスの充実	働く保護者の多様な就労形態にあった保育が可能となるよう、乳幼児保育や延長保育、一時預かり、休日保育、病児・病後児保育事業、ファミリーサポートセンター事業を実施します。	保育課 子育て・子育て支援課
72 児童の放課後対策の充実	働く保護者の留守家庭の子どもに対し、学校の放課後や休業日に安心して過ごせる場として、各施設を充実させ仕事と子育ての両立及び子どもの健やかな成長を支援します。	学校教育課
73 様々な連携や協働による取組の推進	子育て支援団体等が行政や企業と連携し子育てを応援する取組を推進します。	子育て・子育て支援課
74 介護サービスの充実	介護を必要とする人が安心して日常生活を送るとともに、家族の介護負担を軽減する介護サービスの充実を図ります。	高齢者介護課
75 仕事と子育て・介護を両立するための支援	関係機関と連携して男女がともに仕事と子育て・介護が両立できるよう支援します。	人権男女共同参画課

具体的目標（9）女性の経済活動の支援

現状 と 課題

- 1 わが国の経済社会を活気づけるため、従来女性が少なかった分野に新たな活躍の場を広げることや新しい発想や多様な能力の活用の観点から、女性のチャレンジを推進することが必要です。
- 2 女性の年齢階級別労働力率をみると、北欧では20歳代後半から50歳代後半までを山とする台形を描くのに対し、日本では、30歳代を谷とするM字カーブを描いています。これは日本の女性が、出産を期に離職する人が多い傾向にあり、子育てが一段落したところで、再就職するという就業パターンを持つ人が多く、子育て期の女性も就業希望を持っているが、現実には就業が困難である状況を反映していると考えられます。そのために、子育てや介護等で、一旦仕事を中断した女性の再就職、女性の起業支援など女性の潜在力を生かすための取組を積極的に進める必要があります。

第1-3-3図女性の年齢階級別労働力率（国際比較）



- (備考) 1. 「労働力率」・・・15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合。
 2. 米国の「15～19歳」は、16～19歳。
 3. 日本は総務省「労働力調査（詳細集計）」（平成22年），その他の国はILO「LABORSTA」より作成。
 4. 日本は平成22年（2010年），韓国は平成19年（2007年），その他の国は平成20年（2008年）時点の数値。

出展：『平成23年版男女共同参画白書』

施策の方向 ②①女性の新たな活躍の場を広げる意識の啓発

具体的施策		具体的施策の詳細	担当課
76	女性のチャレンジ精神に対する意識啓発	女性のチャレンジ精神に対する意識啓発のための情報提供や講座を開催します。	人権男女共同参画課 上田情報ライブラリー

施策の方向 ②②女性の再就職に向けた支援の充実

具体的施策		具体的施策の詳細	担当課
77	再就職希望者への支援	結婚や子育て、介護などで離職した人の再就職の支援をするため各種情報の収集や提供、並びに講座を開催をします。	人権男女共同参画課 雇用促進室
78	再就職のための能力開発支援	結婚や子育て、介護などで離職した人の再就職の支援をするため、能力開発に向けた研修会の実施や資格取得のための学習機会の充実を図ります。	情報推進課 人権男女共同参画課 雇用促進室
79	再就職や転職などに関する相談の充実	ハローワーク上田、ながのパーソナルサポート上田など関係機関と連携を強化し、就職や転職、再就職のための相談体制の充実を図ります。	雇用促進室

施策の方向 ②③女性起業家の育成支援

具体的施策		具体的施策の詳細	担当課
80	女性起業家の育成支援	新しく事業を起こそうとする女性に対して各種情報の提供や相談体制の充実を図り、支援をしていきます。	商工課 上田情報ライブラリー

具体的目標（10） 活力ある農山村に向けた男女共同参画の確立

現状 と 課題

- 1 当市では、自然に恵まれた環境の中で品質の優れた多くの農林水産物が生産されています。地域の農山村を再生・活性化させるため、地域ビジネスの展開や新産業の創出を図る「6次産業化*」を推進することが必要です。
そのために、消費者ニーズや食の安全に関心が高い女性たちの活躍が期待されています。
- 2 女性組織や、農村女性グループなど意欲的な女性農業者による農産物の加工品の開発や販売が盛んになってきています。このような活動を支援するため、学習の場、情報交換の場やグループ間や消費者との交流の場を提供することが必要です。
- 3 地域の実践的なリーダーとして意欲的に取組む女性農業者・グループ等の育成と活動の支援を図っていく必要があります。
- 4 女性が対等なパートナーとして経営に参画できるよう、男女共同参画と農業経営の改善を一体的に推進する家族経営協定*の締結数の拡大と有効活用を進めることが必要です。

施策の方向 ②4女性の経済的地位向上と就業条件の整備

具体的施策		具体的施策の詳細	担当課
81	農業における 男女共同参画の推進	農業に携わる女性の労働や生活環境の改善を図り、政策・方針決定の場等への女性の参画を推進します。	人権男女共同参画課 農政課
82	女性農業者の育成	就農自立支援のための講義や実習を開催します。また、農村女性グループの活動や女性農業者のネットワークづくりを支援します。	農政課
83	男女共同参画の視点に立った 農業経営の推進	農業に従事する家庭での家族経営協定の締結を促進し、男女が経営に対等に参画できる環境づくりを推進します。	農業委員会事務局
84	農業分野における 女性リーダーの育成	農村生活マイスター等の女性リーダーを育成します。	農政課

施策の方向 ②5農業を生かした地域づくりへの支援

具体的施策		具体的施策の詳細	担当課
85	起業活動等の支援	グリーンツーリズム、消費者等の交流など、食をはじめとする豊かな地域資源を生かす女性や若者の取組を支援します。	農政課

心豊かに暮らせる生活環境の整備 【生活環境づくり】

健康で心豊かな生活を築いていくためには、男女が共に互いの身体的特質を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ生きていくことや互いの生き方を認め合い、切磋琢磨し、充実した人生を送ることが重要です。

女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題となっています。暴力を根絶するため、社会的認識の徹底等とともに、防止対策や被害者支援など、女性に対する暴力の様々な形態に応じた幅広い取組を推進することが必要です。

近年、暴力の被害を受け支援が必要な子どもの問題も顕在化しており、安全で安心に暮らせる環境づくりのため、社会全体で子どもたちを支えることが求められています。

障害があること、外国人であることなどに加え、女性であることからくる複合的に困難な状況に置かれている人々への対応が不可欠となっています。

男女共同参画社会は、多様な生き方を尊重し、男性にとっても暮らしやすい社会であることから、男女共同参画社会を男性の視点からとらえることも不可欠です。

人権を尊重し、健康で心豊かに生活するため、次の取組を進めます。

- 1 ドメスティック・バイオレンス＊や児童虐待の防止と被害者支援
- 2 生涯を通じた健康維持と増進のためのあらゆる支援
- 3 女性であることで複合的に困難な状況に対しての支援と環境整備
- 4 男性にとっての男女共同参画の推進

人権尊重、健康維持といった課題などに対して、あらゆる機関が連携して環境の整備を進め、男女の一人ひとりが幸せな人生が送れる社会の実現を目指します。

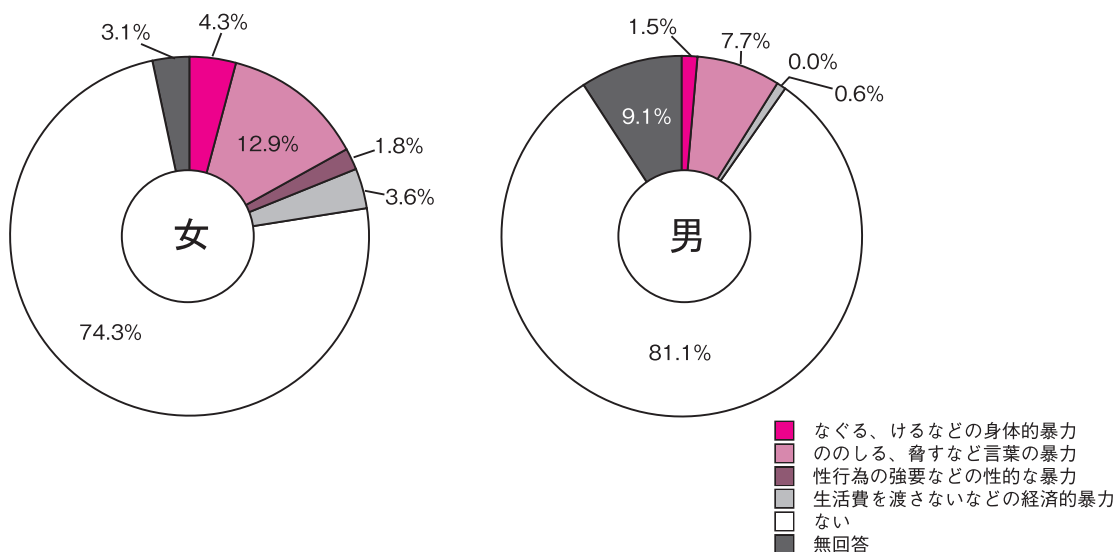
具体的目標（11） 人権としての性の尊重

現状 と 課題

- 1 男女それぞれの性の理解と尊重に関しては、発達段階に応じた健康づくりの基盤を形成するために家庭、学校、地域など関係機関などが連携して、意識啓発を行うことが必要です。
とりわけ女性は、思春期や更年期に男性とは異なる健康上の問題に直面することから、ライフステージに応じた各種の情報や学習機会の提供が必要です。
- 2 夫・妻、恋人など親しい関係にある人から暴力を受けるといった、ドメスティック・バイオレンス（DV）や、性犯罪、ストーカー行為＊、職場におけるセクシュアル・ハラスメント＊、パワー・ハラスメント＊などは、男女共同参画社会の形成には大きな課題となっています。更に暴力や虐待の被害を受け支援の必要な子どもが増えており、社会全体で子どもたちを支えることが必要です。
- 3 ドメスティック・バイオレンスや健康問題、暴力被害を受けた子どもに対する支援として、人権と男女共同参画の視点に立った相談機能の充実が必要です。

あなたは、配偶者や恋人から次ににあげるような暴力を受けたことがありますか。受けた暴力で最も多いものを選んでください。

◆男女別の回答◆



資料：平成 22 年度男女共同参画社会に向けての意識調査（上田市）

施策の方向 ②⑥ライフステージに応じた性の尊重の意識啓発

具体的施策		具体的施策の詳細	担当課
86	性の尊重の意識の啓発	それぞれのライフステージに応じて、各種情報や学習機会を提供します。	人権男女共同参画課 健康推進課
87	各関係機関との連携	各関係機関との連携の充実に努めます。	健康推進課

施策の方向 ②⑦あらゆる暴力根絶のための意識啓発

具体的施策		具体的施策の詳細	担当課
88	ドメスティック・バイオレンス防止の意識啓発	ドメスティック・バイオレンス防止のためパンフレットの配布等を通じて意識啓発を推進します。	人権男女共同参画課
89	暴力を受けた被害者に対する支援	関係機関と連携し、安全を確保し保護救済体制を整備します。	人権男女共同参画課 子育て・子育て支援課
90	子どもに対する暴力・虐待防止の意識啓発	子どもに対する暴力・虐待防止のため、講演会やパンフレットの配布等を通じて意識啓発を推進します。	人権男女共同参画課 子育て・子育て支援課
91	被害を受けた子どもに対する支援	関係機関と連携し、安全を確保し保護救済体制を整備します。	子育て・子育て支援課
92	セクシャル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント防止の意識啓発	地域や企業におけるセクシャル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント防止の意識づくりを進めます。	人権男女共同参画課 雇用促進室
93	メディアにおける性・暴力表現への対応	女性や子どもを専ら性的ないし暴力行為の対象としてとらえたメディアの性・暴力表現は、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであるという観点から広報啓発を行うとともに、メディア・リテラシー*向上のための取組を推進します。	マルチメディア 情報センター 人権男女共同参画課

施策の方向 ②⑧相談機能の充実

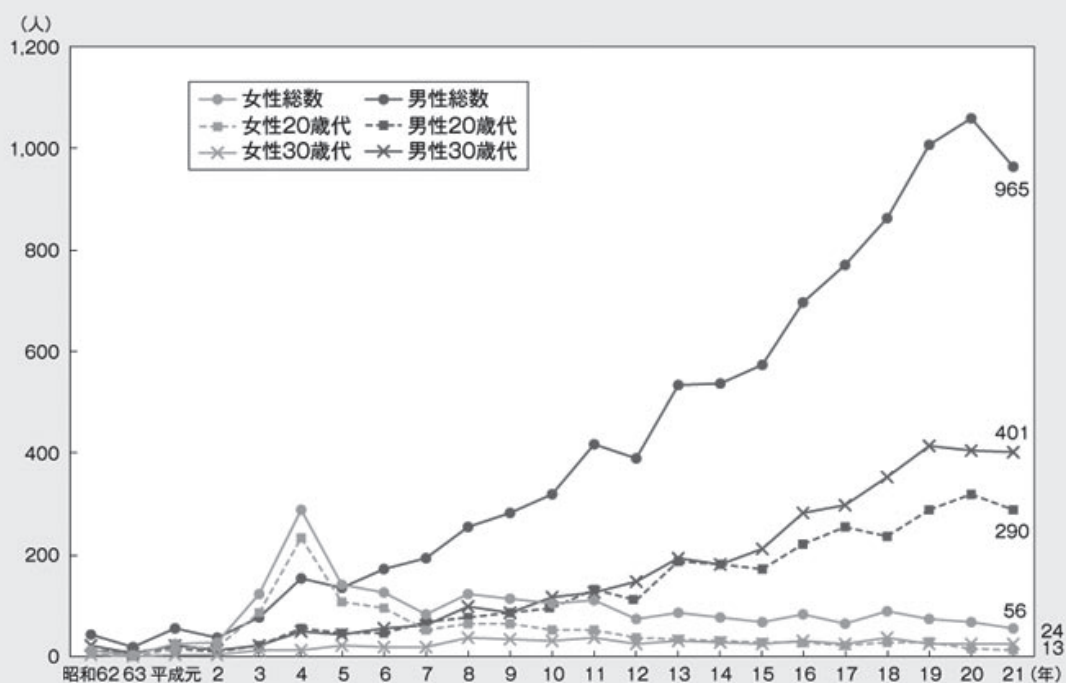
具体的施策		具体的施策の詳細	担当課
94	相談窓口の設置	悩みごと、人権、性、暴力、セクシャル・ハラスメント等についての相談体制を充実します。	市民課 人権男女共同参画課 生活環境課 健康推進課 子育て・子育て支援課
95	相談窓口の連携と充実	市民相談等の窓口の連携を強化し、相談体制を充実します。	人権男女共同参画課 生活環境課 子育て・子育て支援課

具体的目標（12） 男女の生涯にわたる健康支援

現状 と 課題

- 1 男女が心身の健康を維持・増進するためには、生涯を通じた健康づくりを進めることが必要です。特に女性の社会進出の進展、高齢出産の増加、女性の健康を取り巻く環境が急速に変化している今日、女性の生涯を通じた健康支援はますます重要な課題となっています。各種健康診査を受け積極的に健康増進ができるような推進体制が必要です。
- 2 メンタルヘルスの重要性が必要とされる中、心の健康づくりに関する講演会等を通じ、心身の健康づくりを進めることが必要です。
- 3 食生活を取巻く環境が急激に変化する中で、栄養の偏りや食習慣の乱れから若い女性のやせすぎや中高年の肥満防止等健康への影響が懸念されています。だれもが健全な食生活を実践できるよう、食に関する知識の習得など食育に関する施策を推進することが必要です。
- 4 女性には妊娠や出産をする可能性もあるなど、生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面することに留意する必要がある、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ^{*}」（性と生殖に関する健康と権利）の視点が重要です。
- 5 現在、薬物乱用や喫煙、飲酒などは、生涯に渡る健康保持に影響があり、特に女性は生殖機能や胎児に悪影響があることなどから、受動喫煙防止対策を徹底するとともに健康被害に関する情報提供等を行う必要があります。
- 6 H I V／エイズ^{*}や子宮頸がん^{*}の原因ともなるH P V^{*}（ヒトパピローマウイルス）への感染をはじめとする性感染症は、健康に甚大な影響を及ぼすものであり、予防に関する積極的な啓発活動を行うことが必要です。

第1-7-4図 HIV感染者の推移（性別・年代別）



（備考） 1. 厚生労働省資料より作成。
2. 各年の新規HIV感染者報告数である。

出展：『平成23年版男女共同参画白書』

施策の方向 ②⑨生涯を通じた健康づくり支援

具体的施策		具体的施策の詳細	担当課
96	健康づくりの推進	情報紙等により健康づくりを普及するとともに、健康推進委員や食生活改善推進委員を育成し、市民の健康づくりを推進します。	健康推進課
97	心の健康づくりの推進	心の健康づくりをテーマとした講演会、相談等を通じて、市民の心身の健康維持・増進に努めます。	健康推進課
98	健康を増進するための支援の充実	各種健康診査を充実し、受診を進めるとともに正しい健康状態を知り、積極的に健康を増進するための支援をします。また、リーフレットや広報・有線で情報提供等を図ります。	健康推進課
99	食育の推進	男女を問わず「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践する能力を育むために、食育に関する施策を推進します。	健康推進課

施策の方向 ③⑩性と生殖に関する健康と権利
(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ) についての意識づくり

具体的施策		具体的施策の詳細	担当課
100	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透	女性が生涯にわたって健康を享受することは、重要な人権であるという観点から、女性の性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の啓発に努めます。	人権男女共同参画課
101	母子保健事業の周知・徹底	妊娠から出産まで一貫した母子保健事業の周知・徹底を図り、安心して出産ができる体制づくりを進めます。	健康推進課
102	不妊等に悩む人への相談・支援	不妊等に対する相談や情報提供を関係機関と実施し、必要な支援をします。	健康推進課

施策の方向 ③⑪健康を脅かす問題への対策の推進

具体的施策		具体的施策の詳細	担当課
103	健康を脅かす 性感染症対策の推進	H I V／エイズ、性感染症についての正しい知識を身につけられるよう啓発を推進します。	健康推進課
104	健康に影響を及ぼす 有害物質への対応	薬物乱用や喫煙、飲酒等の人体への影響についての情報を提供し、乱用防止の普及啓発を進めます。	健康推進課

具体的目標（13） 生活の安定と福祉の充実

現状 と 課題

- 1 ひとり親家庭では、生活上の困難に直面しやすい状況になっています。このため、実情に応じた適正な支援をすることが必要です。
- 2 障害のある男女それぞれへの配慮を重視しつつ、上田市障害者基本計画に基づき、障害があっても住み慣れた地域で社会参画し、安心して豊かに暮らすことができるように、よりきめ細かい総合的な施策の充実を図ることが必要です。
- 3 高齢社会を豊かで活力ある社会とするため、年齢や性別に基づく固定的な見方や偏見を除去し、地域を支える重要な一員として、高齢者をとらえる必要があります。上田市高齢者福祉総合計画に基づき、高齢者が安心して生きがいをもって暮らせるように、きめ細かい福祉サービスの提供を図ることが必要です。
- 4 本市においては、外国人登録者数が多い状況を踏まえ、多様な文化を理解し外国籍市民が安心して生活ができるよう、多文化共生*の取組を積極的に進めることが必要です。
- 5 介護・看護負担の多くは女性にかかっているのが現状です。在宅での介護には、介護者の精神的、経済的負担があり、これを軽減するなど介護者の支援が求められています。在宅福祉サービスの充実、相談や援助など総合的施策を推進していくことが必要です。



介護入門講座（人権男女共同参画課）



外国籍市民も一緒に参加する
上田わっしょい

施策の方向 ③②ひとり親家庭の生活と自立支援

具体的施策		具体的施策の詳細	担当課
105	相談及び支援の充実	関係機関と連携し、さまざまな悩みに対する相談体制を充実し、ひとり親家庭の自立に向けて支援します。	子育て・子育て支援課
106	子育て支援の充実	子育て支援のための家庭協力員の派遣事業等の充実を図ります。	子育て・子育て支援課
107	経済的負担の軽減	児童扶養手当及び福祉医療制度の周知・徹底を図るとともに、必要に応じて資格取得経費助成、母子貸付、生活保護、準要保護など各種制度の利用につながるよう関係機関と連携し、ひとり親世帯の自立に向けた支援を行います。また、市営住宅への優先入居制度の利用を図ります。	住宅課 福祉課 子育て・子育て支援課

施策の方向 ③③高齢者・障害者・外国人が安心して暮らせる環境の整備

具体的施策		具体的施策の詳細	担当課
108	女性に対する支援	高齢であること、障害があること等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている人たちに対して、必要な取組を進めます。	人権男女共同参画課
109	男女共同参画の視点に立った高齢者に対する理解の促進と地域福祉の充実	男女ともに安心して生活できるよう「上田市高齢者福祉総合計画」を推進します。	高齢者介護課
110	男女共同参画の視点に立った障害者に対する理解の促進と地域福祉の充実	男女ともに安心して生活できるよう「上田市障害者基本計画」を推進します。	福祉課
111	心身障害児に対する支援の充実	障害を持つ子どもが健やかに成長していくため、専門機関と連携した支援を進めます。	健康推進課 保育課
112	外国籍市民の支援と多文化共生のまちづくりの推進	上田市多文化共生推進協会を核として、関係機関及び団体と連携・協働し、コミュニケーションや生活面におけるさまざまな支援を推進し、多文化共生のまちづくりを目指します。	市民課

施策の方向 ③④介護者のための福祉の充実

具体的施策		具体的施策の詳細	担当課
113	介護支援事業の推進	在宅で介護をする介護者の精神的、身体的及び経済的な負担を軽減するため介護者の支援を進めます。また、家族で介護の悩みを抱え込むことのないよう各種情報の発信に努めます。	高齢者介護課
114	介護保険の円滑な実施	介護保険制度の目的を踏まえながら、低所得者の介護保険利用料の負担の軽減等、在宅サービスの利用促進を図ります。	高齢者介護課

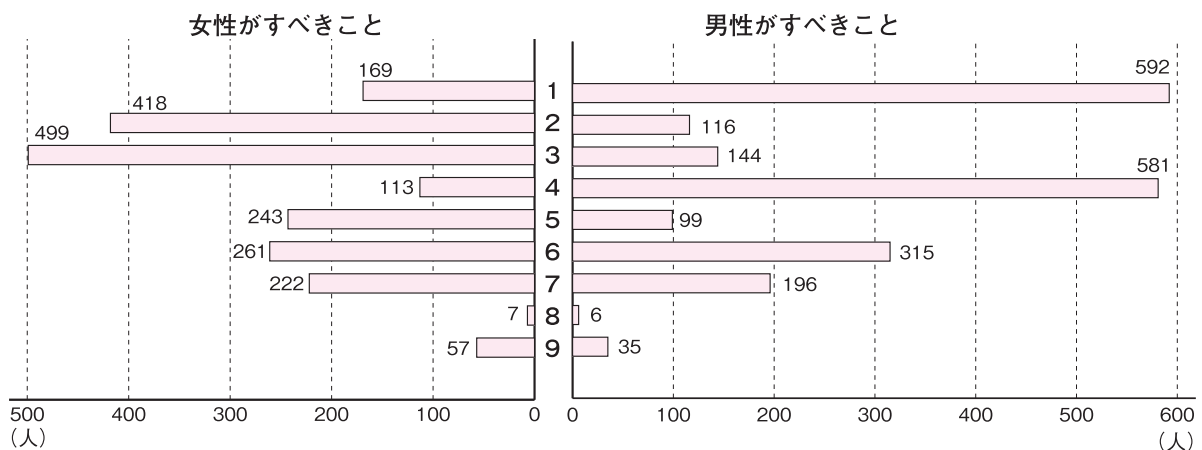
具体的目標（14） 男性にとっての男女共同参画の推進

現状 と 課題

- 1 男女共同参画社会は、多様な生き方を尊重し、全ての人があらゆる場面で活躍できる社会であり、男性にとっても暮らしやすい社会でなければなりません。男女共同参画社会の実現の大きな障害の一つである「固定的性別役割分担意識」は、男性自身がその意識から脱却することが求められています。そのための意識啓発の活動や学習会などを開催することが必要です。
- 2 男性については、従来の職場中心のライフスタイルから職場・家庭・地域のバランスの取れたライフスタイルへ転換していくことが求められます。そのため、育児休業や介護休業制度の普及と企業等へ働きかけを進めることが必要です。
- 3 男性が育児に積極的に関わるためには、その必要性はもちろんのこと知識や技術を習得することが必要です。男性が育児に参加するための支援が必要です。
- 4 意識調査において、「男女がともにいきいきと暮らせる社会をつくるために、これから男性がすべきこと、女性がすべきことはなんだと思うか」聞いたところ、男性がすべきことについては、男女とも「身のまわりのことなど日常生活で自立する」、「家事、育児、介護などに積極的に参加する」に多くの回答が寄せられました。また、女性がすべきことについては、男女とも「自分の考えや行動を自分で決めるなど精神的に自立する」、「経済的に自立する」に多くの回答が寄せられました。この結果から女性は精神的、経済的自立、男性は日常生活での自立や家事、育児、介護などの積極的参加が求められていると考えられています。

男女がともにいきいきと暮らせる社会をつくるために、
これから男性がすべきこと、女性がすべきことはなんだと思いますか。
それぞれ3つまで選んでください。

◆全員の回答◆



- 1 身の回りのことなど、日常生活で自立する
- 2 経済的に自立する
- 3 自分の考えや行動を自分で決めるなど、精神的に自立する
- 4 家事・育児・介護などに積極的に参加する
- 5 国や県・市町村の政治行政に関心を持ち参画する
- 6 家庭・地域・職場での男女平等について考える
- 7 地域活動や社会活動などにもっと参加する
- 8 その他
- 9 無回答

資料：平成 22 年度男女共同参画社会に向けての意識調査（上田市）

施策の方向 ③⑤男性にとっての男女共同参画の推進

具体的施策		具体的施策の詳細	担当課
115	男性にとっての 男女共同参画意識の啓発	男性の固定的性別役割分担意識の解消を図るため、啓発活動や学習機会の提供を行います。	人権男女共同参画課
116	男性が家庭生活に関われる 職場環境の整備	男性も育児休業、介護休業がとれる職場環境の整備について、企業等への働きかけと制度の普及を図ります。	人権男女共同参画課 雇用促進室
117	男性が育児に 積極的に参加するための支援	子育て支援団体と連携し、父親が育児に関する知識や技術を習得する機会を設けます。また、父親としての自覚を促すために「父親のためのパンフレット」の配布や「体験講座」を開催します。	健康推進課 子育て・子育て支援課

第4章

計画推進のために

- 1 推進体制の整備
- 2 推進状況の管理

計画推進のために

この計画を推進し目標を達成していくためには、市民の理解を深め、関係機関と連携して事業を展開することが必要です。このため、市民、自治会、事業者等と協働して計画を推進する体制を整備します。

1 推進体制の整備

(1) 市民・事業者との協働

- 計画を推進し目標を達成していくために、各種事業を通じて意識啓発を行いながら、市民との協働による事業の実施に努めます。
- 男女共同参画に関する学習や研究を行っている個人や団体との連携強化と、市民の自主的な活動に対して情報提供等の支援を行います。
- 男女共同参画社会の実現に不可欠な事業者との連携を図ります。

(2) 上田市男女共同参画推進委員会

- 市民及び学識経験を有するもので構成している「上田市男女共同参画推進委員会」において計画の推進・評価を行い、必要に応じて提言をしていきます。

(3) 庁内推進体制の充実

- 男女共同参画に関する庁内推進会議を一層充実させるとともに、市職員が男女共同参画に敏感な視点を持つよう情報提供や研修の充実を図ります。

(4) 男女共同参画センターの充実

- 男女共同参画施策推進のための拠点として、上田市男女共同参画センターの充実を図ります。

(5) 国、県及び関係機関との連携

- 国、県、関係機関及び他の自治体と情報交換や事業協力等、連携を図りながら推進します。

2 推進状況の管理

(1) 指数、目標値の設定

- この計画を実効性のあるものにするため目標値を設定し、施策に反映します。

(2) 計画の推進状況の点検と評価

- 毎年、施策の進捗状況を把握しながら計画を推進します。

(3) 市民意識調査の実施

- 男女共同参画に関する意識や実態を把握するため、意識調査を行い、その結果を分析、研究するとともに計画推進に反映させます。

資 料

- 用語解説
- 関係法令条例 等
- 男女共同参画への取組（年表）
- 策定経過
- 委員名簿



用語解説

本文中、※印がついている用語の説明です

用 語	解 説
ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」と訳される。仕事と家庭生活や地域活動などの「仕事以外の活動」とのバランスをとり、多様な働き方や生き方が選択できるようにすること。個人の生活の充実とともに、企業の生産性向上更には社会・経済の活性化に寄与するといわれる。
固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
出前ときめきのまち講座	上田市が市役所の仕事をプログラムにし、市民の皆さんが知りたい、聞きたいと思う内容をプログラムから選んで申込み、担当課職員が出向いて説明し、学習の支援をする制度。5人以上の団体やグループ等で申込みが可能。プログラムの中には、男女共同参画社会についてもある。
男女共同参画 コミュニケーター	コミュニケーターは、男女共同参画施策に精通した市民を市長が委嘱する。男女共同参画行政に協力し、男女共同参画政策の地域への広報、啓発や女性問題に関する情報収集・提供を行い、地域ぐるみで運動の展開を図ることを目的としている。
女子差別撤廃条約	正式名称は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」という。1979年の国連総会において採択された。政治、経済、社会、文化をはじめ、あらゆる分野における性差別の撤廃と、性差別の背後にある性別役割分業の見直しが強くと打ち出されている。日本においては、1984年の国籍法改正（父系主義から父母両系主義へ）、1985年の男女雇用機会均等法の制定、家庭科の男女選択必須などの国内法などを一定の整備の上、1985年に同条約を批准している。
女性 2000 年会議	2000年6月に国連特別総会としてニューヨークで開催された。第4回世界女性会議で採択された北京行動要領の実施状況の検討・評価が行われるとともに、更なる行動とイニシアティブの検討が行われ、その結果が「政治宣言」及び「北京宣言及び行動要領実施のための更なる行動とイニシアティブ」（いわゆる成果文書）として取りまとめられた。
人間開発報告書	UNDP（国連開発計画）は、人間開発報告書を1990年から毎年刊行しており、人間開発という指標でGNPだけでは計りきれない豊かさを算出している。社会開発や人権などの新たな開発アプローチが表示されている。
ジェンダー	社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間は生まれつきの生物学的性別「セックス（sex）」がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー / gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものでなく、国際的にも使われている。
ダイバーシティ	「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などにかかわらず、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。
M字カーブ	日本の女性労働力人口比率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代前半が山になるアルファベットのMのような形になる。M字を描く原因は、出産・子育て期に離職する女性が多いことにある。なお、国際的に見ると台形型に近くなっている国が多い。
エンパワーメント	「力をつけること」の意で、一人ひとりが社会の一員として自覚と能力を高め、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在になること。

用 語	解 説
6次産業化	農林水産業・農山漁村と2次産業・3次産業を融合・連携させることにより、農林水産業をはじめとする農山漁村の多様な「資源」を利活用し、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスや新産業を創出すること。
家族経営協定	女性農業者や農業後継者が魅力ある農業を営んでいくひとつの方法として、家族で話し合い、休日や労働報酬などある一定のルールをつくること。
ドメスティック・バイオレンス	配偶者や親しいパートナー等からの暴力をいいます。単に殴る蹴るなどの暴力のみならず、威嚇する、存在を無視する、心理的な苦痛を与えるなどが含まれる。
ストーカー行為	一方的に相手に恋愛感情や関心を抱き執念深くつきまとい、相手に迷惑や攻撃の被害を与える行為。その行為をする人をストーカーという。
セクシャル・ハラスメント	相手の意に反する性的な言動によって、不利益を与えたり、不快な思いをさせたり、能力の発揮に重大な影響力を与えたりすること。
パワー・ハラスメント	職権などの力を背景として本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を傷つける言動を行い、就労者の働く環境を悪化させたり、雇用不安を与えたりすること。
メディア・リテラシー	メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の三つを構成要素とする複合的な能力。
リプロダクティブ・ヘルス／ライツ (性と生殖に関する健康と権利)	「リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）」とは、平成6年（1994年）の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）家庭のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりではなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。また、「リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）」は、「すべてのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任を持って自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。
HIV／エイズ	HIV(ヒト免疫不全ウイルス)は、エイズの原因となるウイルス。HIVの感染後、平均10年といわれる長い潜伏期間を経て、身体の免疫が低下し、さまざまな日和見感染症、悪性腫瘍などを発症すると、エイズ（AIDS：後天性免疫不全症候群）と診断される。
子宮頸がん	子宮頸部と呼ばれる子宮の出口より発生するがん。ヒト乳頭腫ウイルス(HPV)の感染によって発症する性行為感染症。
HPV (ヒトパピローマウイルス)	HPVは性交渉により感染するウイルスであり、性交経験のある女性は、感染の可能性がある。HPVに感染しても多くの場合は、免疫力によってHPVが体内から排除される。HPV感染の大半は2年以内に自然消失するが、約10%の人では感染が長期化（持続感染化）する。HPVが持続感染化するとその一部で子宮頸部の細胞に異常（異形成）を生じ、さらに平均で10年以上の歳月の後、ごく一部（感染者の1%以下）が異形成から子宮頸癌に進行する。
多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、ともに生きていくこと。

男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日 法律第 78 号)
改正 平成 11 年 7 月 16 日 法律第 102 号
同 11 年 12 月 22 日 同 第 160 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組
が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進め
られてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我
が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、
男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、
性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮する
ことができる男女共同参画社会の実現は、重要な課題と
なっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現
を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付
け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の
形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要
である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念
を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地
方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する
取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制
定する。

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社
会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会
を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画
社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地
方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、
男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本
となる事項を定めることにより、男女共同参画社会
の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的と
する。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意
義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構
成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分
野における活動に参画する機会が確保され、もって
男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利
益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべ
き社会を形成することをいう。
- 2 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間
の格差を改善するため必要な範囲内において、男女
のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供す
ることをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人として
の尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別
的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を

発揮する機会が確保されることその他の男女の人権
が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会に
おける制度又は慣行が、性別による固定的な役割分
担等を反映して、男女の社会における活動の選択に
対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共
同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあ
ることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男
女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響を
できる限り中立なものとするように配慮されなければ
ならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対
等な構成員として、国若しくは地方公共団体におけ
る政策又は民間の団体における方針の立案及び決定
に共同して参画する機会が確保されることを旨とし
て、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男
女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、
家族の介護その他の家庭生活における活動について
家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当
該活動以外の活動を行うことができるようにするこ
とを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会にお
ける取組と密接な関係を有していることにかんがみ、
男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行わ
れなければならない。

(国の責務)

第 8 条 国は、第 3 条から前条までに定める男女共同参
画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」
という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促
進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）
を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 9 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共
同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた
施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に
応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 10 条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社
会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、

男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更にについて準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るためにな措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 2 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 3 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 4 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の

開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成11年6月23日法律第78号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

附 則（平成11年7月16日法律第102号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成13年1月6日）

- 1 略
- 2 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

1から10まで 略

11 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成11年12月22日法律第160号）抄

(施行期日)

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
（以下略）

上田市男女共同参画推進条例

平成18年12月21日公布 条例第318号

目次

前文

- 第1章 総 則（第1条—第9条）
- 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第10条—第21条）
- 第3章 上田市男女共同参画推進委員会（第22条—第28条）
- 第4章 補 則（第29条）
- 附 則

私たちの上田市は、豊かな自然に恵まれ長い歴史と文化をめぐみ、自由画教育、上田自由大学、現代婦人教養大学等の先駆的な教育を実践してきた文化の薫り高い東信の中核都市である。

すべての人が性別にとらわれることなく、互いに人権を尊重し、自らの意思に基づいて個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、私たち市民の切なる願いである。

わが国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、国際婦人年以降の世界的な取組と連動する中で女性の地位の向上に向けた法制上の整備がされてきた。

男女共同参画社会基本法は、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等わが国の社会経済情勢の急速な変化に対応し、あわせて世界のすう勢である男女共同参画社会の実現を最重要課題として位置付けている。

上田市においては、これまでも男女共同参画社会の実現を目指して、男女共同参画計画の策定等さまざまな施策を推進してきた。しかし、依然として性別によって役割を固定的にとらえる意識は根強く、特に意思決定の場への女性の参画が不十分な状況にあり、男女平等の達成に向けて多くの課題が残っている。

心豊かに安心して暮らせる社会を築いていくためには、市民一人ひとりが個性をはぐくみ、持てる力を発揮し、男女がともに家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野に積極的に参画することが必要である。

ここに、豊かで活力ある上田市を築くため、市、市民、事業者及び教育関係者が協働して、男女共同参画社会を早期に実現することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総 則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進についての基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策を定め、これを総合的かつ計画的に実施することにより、豊かで活力ある男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に与えることをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、次の各号に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり行われなければならない。

- (1) 男女の人権の尊重男女の個人としての尊厳が重んぜられるこ

と、直接的であるか間接的であるかにかかわらず性別による差別的取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

- (2) 家庭生活における活動と他の活動の両立家族を構成する男女が、互いの協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員として責任を持ち、その役割を円滑に果たすとともに、職場、地域、その他のあらゆる分野における活動を行うことができるよう配慮されること。
- (3) 社会における制度又は慣行についての配慮社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択を妨げることのないよう配慮されること。
- (4) 政策等の立案及び決定への共同参画男女が社会の対等な構成員として、市その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (5) 性と生殖に関する健康と権利の尊重男女の対等な関係の下に、互いの性を理解し、尊重するとともに、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項において、男女が互いの意思を尊重し、ともに健康な生活を営む権利が尊重されること。
- (6) 男女間における暴力の根絶男女間におけるあらゆる暴力が根絶されること。
- (7) 国際的協調男女共同参画の推進は、国際社会におけるその取組と密接な関係を有していることを踏まえ、国際的協調の下に行われること。

（市の責務）

第4条 市長は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、国、県その他の地方公共団体、市民、事業者及び教育関係者と連携し、取り組むものとする。

（市民の責務）

第5条 市民（市内に居住し、通学し、通勤し、又は市内で活動する者をいう。以下同じ。）は、基本理念にのっとり、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、自ら積極的に参画するとともに、市長が実施する男女共同参画の推進に関する施策を理解し、協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者（市内において公的機関、民間を問わず、又は営利、非営利を問わず事業を行う個人、法人及びその他の団体をいう。以下同じ。）は、基本理念にのっとり、男女が共同してその事業活動に参画することができる体制及び職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立することができる環境の整備に努めるとともに、市長が実施する男女共同参画の推進に関する施策を理解し、協力するよう努めなければならない。

（教育関係者の責務）

第7条 教育関係者（市内において、家庭教育、幼児教育（保育を含む。）、学校教育、職場教育及び社会教育その他のあらゆる教育に携わる者をいう。以下同じ。）は、教育が男女共同参画の推進に果たす役割の重要性を踏まえ、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

（性別による人権侵害の禁止）

第8条 すべての人は、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる性別による人権侵害行為を

行ってはならない。

- (1) 性別による差別的取扱い
 - (2) 男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為
 - (3) セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により個人の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与える行為をいう。）
- 2 市長は、前項各号に掲げる行為の防止について必要な広報その他の啓発に努めるものとする。

（公衆に表示する情報に関する留意）

- 第9条 すべての人は、広告、ポスター、看板等公衆に表示する情報において、次に掲げる表現を行わないよう努めなければならない。
- (1) 性別による固定的な役割分担及び男女間の暴力等を助長し、又は連想させる表現
 - (2) 不必要に女性の身体を強調する等の過度の性的な表現

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

（男女共同参画計画）

- 第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定するものとする。
- 2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、男女共同参画計画の策定に当たっては、市民、事業者及び教育関係者の意見が反映されるよう努めるとともに、第22条に規定する上田市男女共同参画推進委員会の意見を聴くものとする。
- 4 市長は、男女共同参画計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

（施策の策定等に当たっての配慮）

- 第11条 市長は、あらゆる施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり取り組むよう配慮するものとする。

（実施状況の公表）

- 第12条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を上田市男女共同参画推進委員会に報告するとともに、これを公表するものとする。

（市民等の理解を深めるための啓発）

- 第13条 市長は、男女共同参画の推進について、市民、事業者及び教育関係者の理解を深めるために必要な広報その他の啓発を行うものとする。

（家庭生活における活動と他の活動との両立の支援）

- 第14条 市長は、男女がともに家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立することができるよう、必要な支援を行うものとする。

（教育及び学習の機会の充実）

- 第15条 市長は、男女共同参画に対する関心と理解を深めるため、学校教育、社会教育その他あらゆる分野の教育における男女共同参画に関する教育及び学習の機会の充実に努めるものとする。

（市民等の活動に対する支援）

- 第16条 市長は、市民、事業者及び教育関係者が男女共同参画の推進に関して行う活動に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

（政策決定過程等への男女共同参画の推進）

- 第17条 市長は、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会に格差が生じている場合は、市民、事業者及び教育関係者と協力し、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 市長その他の執行機関は、審議会等の委員を任命し、又は委嘱するに当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、男女の均衡を図るよう努めるものとする。

（調査研究）

- 第18条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、男女共同参画に関する調査研究を行うとともに、市民、事業者及び教育関係者に対して情報の提供を行うものとする。

（事業者の報告及び表彰）

- 第19条 市長は、男女共同参画の推進に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、男女の就業状況、参画状況その他の男女共同参画の推進に関する事項について報告を求めることができる。
- 2 市長は、男女共同参画の推進に関する取組を積極的に行っている事業者に対し、上田市男女共同参画推進委員会の意見を聴いて、これを表彰することができる。

（苦情及び相談への対応）

- 第20条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民から苦情の申出があったときは、関係機関と協力し、適切かつ迅速な対応をとるものとする。
- 2 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害すると認められる要因による人権侵害に関し、市民から相談の申出があったときは、関係機関と協力し、必要な支援を行うものとする。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、前2項の規定による申出に対応するため、上田市男女共同参画推進委員会の意見を聴くことができる。

（推進体制の整備）

- 第21条 市長は、男女共同参画を推進するため、次の各号に掲げる推進体制の整備に努めるものとする。
- (1) 男女共同参画の推進に関する施策を総合的に企画調整し、及び実施するための必要な体制の整備
 - (2) 男女共同参画を推進するための必要な拠点の整備
 - (3) 男女共同参画計画に基づく施策を実施するための財政上の措置その他必要な措置

第3章 上田市男女共同参画推進委員会

（設置）

- 第22条 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、上田市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（任務）

- 第23条 委員会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて調査審議をするものとする。
- (1) 男女共同参画計画の策定及び変更に関する事項
 - (2) 男女共同参画の推進に関する施策に関する事項
 - (3) 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況の評価に関する事項

事項

- (4) 事業者の表彰に関する事項
- (5) その他男女共同参画の推進に関する事項

(組織)

- 第24条 委員会は、委員10人以内をもって組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならない。
- 2 委員は、市民、関係団体の代表者及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

- 第25条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第26条 委員会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。
- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第27条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、専門的な事項について必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(部会)

- 第28条 委員会に、必要に応じて部会を置くことができる。

第4章 補 則

(補則)

- 第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年1月1日から施行する。

(上田市男女共同参画推進委員会条例の廃止)

- 2 上田市男女共同参画推進委員会条例（平成18年条例第161号。次項において「廃止条例」という。）は、廃止する。

(廃止条例の経過措置)

- 3 この条例の施行前に廃止条例の規定に基づき委嘱された委員は、この条例の相当規程に基づき委嘱された委員とみなし、その任期は通算する。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確認し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなるかを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確認し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び教育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族

計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受けける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
 - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

- 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- (a) 家族給付についての権利
 - (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
 - (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農

村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
 - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
 - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
 - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
 - (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後は23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
 - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第 19 条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第 20 条

- 1 委員会は、第 18 条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第 21 条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第 22 条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第 6 部

第 23 条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第 24 条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第 25 条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第 26 条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1 の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第 27 条

- 1 この条約は、20 番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後 30 日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20 番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後 30 日目の日に効力を生ずる。

第 28 条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第 29 条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1 の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1 の規定に拘束されない。
- 3 2 の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第 30 条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

採 択	1979 年 (昭和 54 年)	12 月 18 日
効 力 発 生	1981 年 (昭和 56 年)	9 月 3 日
日 本 国	1980 年 (昭和 55 年)	7 月 17 日署名
	1985 年 (昭和 60 年)	6 月 25 日批准
		7 月 11 日公布
		7 月 25 日発効

国際婦人年以降の男女共同参画への取組（年表）

年	世界の動き	日本の動き
1975（昭和 50）	国際婦人年（目標：平等、発展、平和） 国際婦人年世界会議（メキシコシティ）	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催
1977（〃 52）		「国内行動計画」策定 （計画期間：昭和 52 年度～ 61 年度）
1978（〃 53）		
1979（〃 54）	国連第 34 回総会「女子差別撤廃条約」採択	
1980（〃 55）	「国連婦人の 10 年」中間年世界会議（コペンハーゲン） 「国連婦人の 10 年後半期行動プログラム」採択	
1981（〃 56）		「国内行動計画後期重点目標」策定
1984（〃 59）		
1985（〃 60）	「国連婦人の 10 年」ナイロビ世界会議 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」 （計画期間：1986 年～ 2000 年）	「女子差別撤廃条約」批准 「男女雇用機会均等法」公布
1986（〃 61）		婦人問題企画推進本部拡充 婦人問題企画推進有識者会議 （婦人問題企画推進会議の後身）開催
1987（〃 62）		「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定 （計画期間：昭和 62 年度～平成 12 年度）
1989（平成元）		
1990（〃 2）	国連婦人の地位委員会拡大会期国連経済社会理事会 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択	
1991（〃 3）		「育児休業法」公布
1992（〃 4）		
1994（〃 6）		男女共同参画室設置、男女共同参画審議会設置、男女共同参画推進本部設置
1995（〃 7）	第 4 回世界女性会議－平等、開発、平和のための行動 （北京）「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」改正（介護休業制度の法制化）
1996（〃 8）		「男女共同参画 2000 年プラン」策定（計画期間：平成 8 年 12 月～平成 12 年度）男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）発足
1997（〃 9）		「男女共同参画審議会設置法」公布 「男女雇用機会均等法」改正
1998（〃 10）		
1999（〃 11）		「男女共同参画社会基本法」公布・施行 「食料・農業・農村基本法」公布・施行
2000（〃 12）	国連特別総会「女性 2000 年会議」 （ニューヨーク）	「男女共同参画基本計画」策定
2001（〃 13）		男女共同参画会議設置、男女共同参画局設置
2002（〃 14）		アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催
2003（〃 15）		男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」
2004（〃 16）		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正及び同法に基づく基本方針策定
2005（〃 17）	国連「北京＋ 10」世界閣僚級会合（ニューヨーク）	「男女共同参画基本計画（第 2 次）」策定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定
2006（〃 18）		「男女雇用機会均等法」改正 「東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催

長野県の動き	上田市の動き	年
		1975 (昭和 50)
社会部労政課「福祉婦人係」設置 長野県婦人問題協議会設立	(旧丸子町) 現代婦人教養大学開講	1977 (" 52)
長野県婦人問題県民会議設立	(旧丸子町) 丸子町婦人団体連絡協議会発足	1978 (" 53)
		1979 (" 54)
「長野県婦人行動計画」策定 (計画期間: 昭和 55 年度～昭和 60 年度) 労政課に婦人係設置		1980 (" 55)
社会部青少年家庭課に「婦人室」設置		1981 (" 56)
長野県婦人総合センター開設	(旧上田市) 社会課高齢者婦人係設置	1984 (" 59)
	(旧上田市) 第二次長期構想の中で女性問題の解決に向けて事業を推進	1985 (" 60)
「新長野県婦人行動計画」策定 (計画期間: 昭和 61 年度～平成 2 年度)		1986 (" 61)
		1987 (" 62)
	(旧上田市) 婦人行動計画策定委員会発足	1989 (平成元)
		1990 (" 2)
さわやか信州女性プラン (第三次長野県婦人行動計画) 策定 (計画期間: 平成 3 年度～平成 7 年度)	(旧上田市) 第一次女性行動計画策定 (平成 3 年～7 年) 女性問題懇話会設置、女性行政推進会議・幹事会設置	1991 (" 3)
「婦人室」「婦人総合センター」「婦人問題協議会」を「女性室」「女性総合センター」「女性行政推進協議会」に名称変更		1992 (" 4)
		1994 (" 6)
	(旧上田市) 政策推進部企画課女性政策担当設置 第二次女性行動計画策定委員会発足	1995 (" 7)
「信州女性プラン 21」(第四次長野県女性行動計画) 策定、「女性プラン推進委員会」設置、 「地域女性コミュニケーター」設置	(旧上田市)「うえだ女性プランⅡ」策定 (平成 8 年～12 年) (旧丸子町) 丸子町女性行動計画策定委員会設置	1996 (" 8)
社会部「女性課」設置	(旧真田町) 情報政策課に女性担当設置 (旧武石村) 教育委員会に女性窓口設置	1997 (" 9)
	(旧上田市) 女性政策主幹設置 (旧丸子町)「まるこ女性プラン」策定、丸子町女性行動計画推進委員会設置 (旧真田町)「さなだ女性会議」設立	1998 (" 10)
		1999 (" 11)
女性総合センターの愛称「あいとぴあ」に決定、 「男女共同参画推進委員会」設置 (女性プラン推進委員会を改組)	(旧上田市) 総務部男女共同参画課新設、 「市民プラザ・ゆう」商工課から所管替え (旧真田町)「さなだ男女共生町民の会」に名称変更 (旧武石村)「武石コミュニケーション'21」設立	2000 (" 12)
「パートナーシップながの 21」策定、「女性課」「女性総合センター」を「男女共同参画課」「男女共同参画センター」に名称変更	(旧上田市)「うえだ男女共同参画プラン」策定 (平成 13 年～17 年) (旧真田町)「さなだ男女共同参画プラン」策定	2001 (" 13)
「長野県男女共同参画社会づくり条例」公布	(旧丸子町) 丸子町男女共同参画推進委員会設置	2002 (" 14)
	(旧上田市)「上田市男女共同参画の推進に関する条例」施行 (旧丸子町)「丸子町男女共同参画計画」策定、「丸子町男女共同参画推進条例」施行 (旧武石村)「たけし男女共同参画行動計画」策定	2003 (" 15)
男女共同参画課を社会部人権尊重推進課と統合、 企画局に「ユマニテ・人間尊重課」を設置		2004 (" 16)
		2005 (" 17)
「ユマニテ・人間尊重課」を「人権・男女共同参画課」に名称変更 第 2 次長野県男女共同参画計画策定	上田市・丸子町・真田町・武石村が合併して新生上田市が発足、「上田市男女共同参画推進委員会」発足 さなだ共同参画ネットワーク (S ネット) 設立	2006 (" 18)

年	世界の動き	日本の動き
2007 (" 19)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」及び 「仕事と生活の調和推進のための行動計画」策定
2008 (" 20)		男女共同参画推進本部決定「女性の参画加速プログラム」 「次世代育成支援対策推進法」改正
2009 (" 21)		「子ども・若者育成支援推進法」制定 「育児・介護休業法」改正
2010 (" 22)	第 54 回国連婦人の地位委員会「北京 + 15」記念会合開催	「第 3 次男女共同参画基本計画」(平成 23 年度から 5 か年)閣議決定
2011 (" 23)		東日本大震災（3 月 1 1 日）

長野県の動き	上田市の動き	年
「長野県男女共同参画社会づくり条例」改正 男女共同参画課を企画局に移管	「上田市男女共同参画推進条例」施行（1月） 「上田市男女共同参画計画」策定（平成19年～23年） 男女共同参画推進事業者表彰の開始	2007（「19）
		2008（「20）
		2009（「21）
第3次長野県男女共同参画計画（平成23年度から5か年）の策定	男女共同参画社会に向けての意識調査の実施	2010（「22）
	第2次上田市男女共同参画計画（平成24年度から5か年）の策定	2011（「23）

第2次上田市男女共同参画計画の策定経過

- 平成22年 9月15日 男女共同参画社会に向けての意識調査の実施
市内の20歳から70歳男女1,500人対象 有効回収数782人
- 平成23年 2月4日 市長から第2次上田市男女共同参画計画について諮問
- 5月9日 男女共同参画推進委員会及び男女共同参画庁内推進会議合同会議
(講師：県企画部人権・男女共同参画課酒井裕子企画幹)
(意識調査結果・策定作業計画)
- 6月30日 男女共同参画推進委員会
(策定案検討、基本理念・重点的取組の検討)
- 9月5日 男女共同参画推進委員会
(基本目標・計画内容の検討)
- 9月16日 男女共同参画庁内推進会議
(計画内容の検討)
- 11月7日 男女共同参画推進委員会
(計画内容・計画推進についての検討)
- 1月11日 男女共同参画推進委員会
(答申案の検討)
- 1月23日 第2次上田市男女共同参画計画の骨子について市長に答申
- 2月20日～3月5日
パブリックコメントの実施

上田市男女共同参画推進委員会委員名簿

役 職	氏 名	所属団体・勤務先等	備 考
会 長	古 田 睦 美	長野大学環境ツーリズム学部	
副会長	伊 藤 太 郎	女と男うえだ市民の会	
委 員	池田 佐代子	丸子女性団体連絡協議会	
	小 林 典 子	さなだ共同参画ネットワーク	
	清 水 久 夫	マリモ電子工業株式会社	
	齊 藤 實	上田市自治会連合会	平成 23 年 4 月 1 日から
	竹 下 茂 夫	上田市自治会連合会	平成 23 年 3 月 31 日まで
	寺 島 正 之	アヴァシス株式会社	
	富 松 裕 子	男女共同参画コミュニケーター	
	橋詰 眞由美	武石コミュニケーション 21	
	林 良	自営業	

任期：平成 22 年 9 月 1 日から平成 24 年 8 月 31 日まで

人権男女共同参画庁内推進会議委員名簿

部 局 名	課 所 名	職 名
市 民 生 活 部	人権男女共同参画課	人権男女共同参画課長
政 策 企 画 局	政策企画課	政策企画担当係長
//	市民参加・協働推進課	市民参加・協働推進担当係長
総 務 部	人材開発課	人材開発係長
//	危機管理防災課	危機管理防災担当係長
//	行政改革推進室	行政改革推進係長
//	秘書課	国際・地域交流係長
//	マルチメディア情報センター	次長
市 民 生 活 部	市民課	外国籍市民サービス係長
//	人権男女共同参画課	男女共同参画係長
//	//	人権同和対策係長
//	生活環境課	生活安全担当係長
//	廃棄物対策課	リサイクル推進係長
//	住宅課	住宅管理係長
健 康 福 祉 部	福祉課	障害者福祉係長
//	高齢者介護課	高齢者支援担当係長
//	健康推進課	保健推進担当係長
こ ども 未 来 部	子育て・子育て支援課	子育て・子育て支援担当係長
//	保育課	保育担当係長
商 工 観 光 部	商工課	商工振興担当係長
//	雇用促進室	雇用促進係長
//	観光課	観光振興担当係長
農 林 部	農政課	農業振興担当係長
都 市 建 設 部	土木課	整備計画係長
//	都市計画課	調査計画担当係長
//	地域交通政策課	地域交通係長
消 防 部	消防総務課	総務担当係長
教 育 委 員 会	学校教育課	学校教育担当係長
//	生涯学習課	生涯学習係長
//	生涯学習課	人権同和教育係長
//	中央公民館	次長
//	上田情報ライブラリー	次長
農業委員会事務局	農業委員会事務局	農政係長
丸子地域自治センター	市民生活課	市民サービス担当係長
真田地域自治センター	市民生活課	市民サービス担当係長
武石地域自治センター	市民生活課	市民サービス担当係長

第 2 次上田市男女共同参画計画

平成 24 年 3 月発行

編集・発行 上田市市民生活部人権男女共同参画課

〒 386-0014

上田市材木町一丁目 2 番 2 号

電 話 0268-23-5245

F A X 0268-27-3123

<http://www.city.ueda.nagano.jp>

印 刷 (株)上田ワードプロセス企画